平成29年 第1回(定例)木 城 町 議 会 会 議 録(第1日)

平成29年3月3日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成29年3月3日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
 - 1)議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③補助団体等の監査結果の報告
 - ④議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
- 日程第4 町長の施政方針説明
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて

(平成28年度木城町一般会計補正予算(第7号))

日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めるについて

(平成28年度木城町一般会計補正予算(第8号))

- 日程第7 議案第3号 平成28年度木城町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第8 議案第4号 平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第5号 平成28年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第6号 平成28年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第7号 平成28年度木城町介護保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第12 議案第8号 平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第9号 木城町男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 木城町ふるさと応援基金条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 木城町産業振興支援事業基金条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 木城町下水道事業財政調整基金条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 木城町小規模企業者経営支援条例の制定について

日程第18 議案第14号 木城町役場課設置条例等の一部を改正する条例の制定について 日程第19 議案第15号 木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について 日程第20 議案第16号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて 日程第21 議案第17号 木城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて 日程第22 議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について 日程第23 議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい 7 日程第24 議案第20号 木城町税条例等の一部を改正する条例の制定について 日程第25 議案第21号 木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 の制定について 日程第26 議案第22号 木城町石河内活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例の制定について 日程第27 議案第23号 平成29年度木城町一般会計予算 日程第28 議案第24号 平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計予算 日程第29 議案第25号 平成29年度木城町簡易水道事業特別会計予算 日程第30 議案第26号 平成29年度木城町下水道事業特別会計予算 日程第31 議案第27号 平成29年度木城町介護保険特別会計予算 日程第32 議案第28号 平成29年度木城町後期高齢者医療特別会計予算 日程第33 議案第29号 農業委員会委員の任命について 日程第34 議案第30号 農業委員会委員の任命について 日程第35 議案第31号 農業委員会委員の任命について 日程第36 議案第32号 農業委員会委員の任命について 日程第37 議案第33号 農業委員会委員の任命について 日程第38 議案第34号 農業委員会委員の任命について 日程第39 議案第35号 農業委員会委員の任命について 日程第40 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について 日程第41 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任 日程第42 委員会付託の省略

日程第43 議案に対する質疑

日程第44 各常任委員会·特別委員会議案審查付託

日程第45 散会

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③補助団体等の監査結果の報告
 - ④議員派遣の報告
- 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
- 日程第4 町長の施政方針説明
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて

(平成28年度木城町一般会計補正予算(第7号))

日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めるについて

(平成28年度木城町一般会計補正予算(第8号))

- 日程第7 議案第3号 平成28年度木城町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第8 議案第4号 平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第5号 平成28年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第6号 平成28年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第7号 平成28年度木城町介護保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第12 議案第8号 平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第9号 木城町男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 木城町ふるさと応援基金条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 木城町産業振興支援事業基金条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 木城町下水道事業財政調整基金条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 木城町小規模企業者経営支援条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 木城町役場課設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 議案第16号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて 日程第21 議案第17号 木城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

日程第22 議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

日程第23 議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て

日程第24 議案第20号 木城町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第25 議案第21号 木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

日程第26 議案第22号 木城町石河内活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例の制定について

日程第27 議案第23号 平成29年度木城町一般会計予算

日程第28 議案第24号 平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計予算

日程第29 議案第25号 平成29年度木城町簡易水道事業特別会計予算

日程第30 議案第26号 平成29年度木城町下水道事業特別会計予算

日程第31 議案第27号 平成29年度木城町介護保険特別会計予算

日程第32 議案第28号 平成29年度木城町後期高齢者医療特別会計予算

日程第33 議案第29号 農業委員会委員の任命について

日程第34 議案第30号 農業委員会委員の任命について

日程第35 議案第31号 農業委員会委員の任命について

日程第36 議案第32号 農業委員会委員の任命について

日程第37 議案第33号 農業委員会委員の任命について

日程第38 議案第34号 農業委員会委員の任命について

日程第39 議案第35号 農業委員会委員の任命について

日程第40 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第41 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

日程第42 委員会付託の省略

日程第43 議案に対する質疑

日程第44 各常任委員会·特別委員会議案審査付託

日程第45 散会

出席議員(10名)

1番	眞鍋	博君	2番	神田	直人君
3番	中武	良雄君	5番	黒木	泰三君
6番	堀田	廣幸君	7番	渕上	三月君
8番	原	博君	9番	山田	秋吉君
10番	内田	重則君	11番	後藤	和実君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 渕上 達也君 議事調査係長 廣瀬 孝一君 書 記 文田 恵子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡	英俊君	副町長	横田	学君
教育長	中竹	聖子君	総務課長	中村	宏規君
財政課長	石井	雄二君	会計管理者	津江	邦彦君
まちづくり推進課長	吉岡	信明君	環境整備課長	河野	浩俊君
教育課長	中井	諒二君	税務課長	西田	誠司君
福祉保健課長	小野	浩司君	町民課長	萩原	一也君
産業振興課長	押川	道彦君	代表監査委員	桑原	正憲君

午前8時59分開会

〇事務局長(渕上 達也君) 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか 電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは、皆様ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長(後藤 和実) おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから、平成29年第1回木城町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

平成29年第1回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、2月27日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(後藤 和実) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、内田重則君、1番、眞鍋博君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長(後藤 和実) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月14日までの12日間にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月14日 までの12日間に決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長(後藤 和実) 日程第3、諸報告を行います。これより、議長の諸般の報告について、議 長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、補助団体等の監査結果の報告、議員派遣の報告を 行います。

まず、議長の会務報告を行います。

昨年12月は、新田原基地に係る騒音区域の縮小見直しに関する案件で、12月2日に九州防衛局に赴きまして、新田原基地周辺基地対策協議会として2市3町による要望活動を行い、12日には県知事、県議会議長に対しまして、この件に関してお力添えをお願いするべく、要請書を提出しました。

関連しまして、14日は、12月定例会で再編されました新田原基地対策特別委員会とともに、 高鍋町議会航空自衛隊基地対策協議会と協力して、九州防衛局に、騒音区域見直しの要望書を提 出いたしました。

22日には、新田原基地周辺対策協議会2市3町で、防衛省において、若宮防衛副大臣等に見

直しの要望を行い、県選出国会議員と意見交換会を行いました。

今年に入りまして、1月1日には、平成29年成人式がリバリスホールにて新成人の司会のもとに厳かに行われました。新成人67名のうち56名の成人者が参加し、二十歳の決意と自覚を持って自分の将来を切り開き、目標に向かって邁進していこうとする若者の将来を想像すると、これからの木城町、日本を支えていこうとする若者に頼もしさを感じたところです。また、積極的に政治や地域行政に興味を持っていただき、国づくり、まちづくりに参加してほしいと思ったところであります。

1月4日は、木城町商工会館において新年賀詞交歓会が行われ、100名を超える商工、農協、 行政の関係者が年始に当たり挨拶及び意見の交換が行われました。

1月7日には、児湯郡のトップを切って、平成29年木城町消防始式があり、消防団員 140名の参加があり、厳寒の中、日ごろの規律と機敏な動きで訓練の結果を発揮する団員を見 て、町民の生命と財産を守っていく消防団活動に改めて敬意を感じたところであります。

1月23日には、木城町商工会館において、商工会役員と議会議員との懇談会を行いました。 商工会による事業説明を受けた後、意見交換会が行われ、現在行っているプレミアム商品券にお いて商工会側が抱える問題点や、商工における取引、販路拡大等について話し合われました。

1月31日には、高千穂町ホテル高千穂において、宮崎県町村議会議長会主催による時局講演会が行われました。テレビ等で活躍されているジャーナリストの富坂聰氏による、「日本人の知らない中国の現実」という演題で、講演を拝聴しました。現在の習近平国家主席の生い立ちから改革の経緯を交え、金権政治の排除や中国が推し進める政策、対アメリカに対する戦略等をわかりやすくご講演いただきました。

2月9日には、児湯郡市町村議会議長会定例会が西都市で行われ、児湯郡市町村議会議長会の本年度の経過報告並びに平成29年度の活動計画案が説明され、その後、西都市、児湯郡選出の県議会議員と県立病院建て替えの問題、宮崎国体の施設改修や各競技の関連開催場所の件、施設園芸におけるウイルスの問題、高校統廃合における問題や跡地の利用等について、活発な意見の交換が行われました。

2月10日には、宮崎観光ホテルにおいて、宮崎県町村議会議長会第67回定期総会が行われました。平成28年度会務報告、平成29年度の町村負担金について説明が行われ、講演では鹿児島県鹿屋市柳谷集落、通称「やねだん」の自治公民館長豊重哲郎氏が、「地域再生、行政に頼らないむらづくり」という演題で講演され、前にも豊重氏の講演を拝聴したことがあるのですが、前にも増して元気な地域づくりを実践しておられることに敬意を表するとともに、その手法について参考にさせていただきたいと思ったところであります。

2月21日には、川南町で、木城町議会と都農町議会、川南町議会との合同議員研修会が行わ

れ、講師として宮崎県総合政策部次長の井手義哉氏をお招きし、「人口減少社会における自治体間連携による地域づくり」と題して、人口減少地域における活性化方策としての県、市町村の枠を超えた連携の取り組みや、小さな自治を基調とした宮崎ひなた生活圏づくりとして、過疎地域で実践している地域おこしの実例を交えて、地方創生のあり方についてご講演をいただきました。

2月27日から28日にかけて、年始に伺う予定でしたが、川南町と本町に発生した鳥インフルエンザが発生したため延期していた、国土交通省地方整備局と九州電力本社、九州農政局に、 表敬の挨拶と情報交換を福岡市と熊本市で行ってまいりました。

以上で、会務報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果の報告、補助団体等の監査結果の報告については、別紙お手元に 配付してありますので、それにより報告にかえます。

次に、議員派遣の報告を行います。会議規則第127条第1項の規定により議員派遣された件は、別紙議員派遣の報告のとおりであります。

報告書1番、宮崎県町村議会議長会主催時局講演会の件、報告書2番、木城町都農町川南町議 会議員合同研修会の件につきましては、先ほどの議長の会務報告の中で報告いたしましたので省 略いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。町長の政務報告について、町長の報告を求めます。町長。

○町長(半渡 英俊君) 本日、平成29年第1回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、 議員の皆様には年度末を迎え、諸事ご多用の中に全員のご参会を賜り、厚くお礼を申し上げます。 本定例会におきましては、専決処分2件、補正予算案6件、条例案14件、当初予算案6件、 人事案件7件、諮問1件、合わせまして36議案のご審議をお願い申し上げます。

諸議案の内容につきましては、提案理由のところでご説明させていただきたいと存じます。よろしくご審議くださいまして、議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

まず、政務報告の前に、5点報告をさせていただきたいと思います。

まず、1点目でありますけども、町内の養鶏場で発生をいたしました、高病原性鳥インフルエンザのことについてであります。

1月24日11時30分に、養鶏場から死亡鶏、死んだ鶏が増加した旨、宮崎家畜保健衛生所に通報があり、簡易検査でA型インフルエンザが確認をされました。13時に、木城町家畜伝染病防疫対策本部を立ち上げ、高病原性鳥インフルエンザを想定しての対応取り組みを協議をいたしました。

23時5分、PCR検査で、高病原性鳥インフルエンザが確定し、それを受けて23時12分に第2回目の対策会議を開催し、宮崎県との連携により、ウイルス侵入防止と被害拡大防止のた

めの防疫措置を講じました。

23時20分に、移動制限区域及び搬出制限区域が告示され、消毒ポイント9カ所が順次稼働したところであります。

25日0時35分から、宮崎県及び都城駐屯地の第43普通科連隊それから関係機関により、 殺処分及び埋却作業が開始され、26日16時10分に全ての防疫措置が終了いたしました。

防疫措置完了10日経過後の2月6日から、清浄性確認検査が開始され、10日に3キロから 10キロ圏内の搬出制限区域が解除となり、防疫措置完了21日経過後の17日午前0時に、 3キロ圏内の移動制限区域が解除され、これにより、全ての制限区域が撤廃され、清浄化となり ました。

現在も依然として、鳥フル、口蹄疫など、発生リスクが高い状態であります。引き続き、防疫 の徹底に取り組んでまいりますので、皆様方のご協力、ご理解をよろしくお願いいたします。

次に、2点目でありますけれども、役場組織機構の見直しであります。昨年策定しました木城 町新行政改革大綱にのっとり、今回、総務課、財政課、まちづくり推進課の3課を、総務財政課 とまちづくり推進課の2つの課にいたしました。

総務財政課は、総務係、危機管理係、財務係の3係といたしました。

まちづくり推進課は、企画調整係、商工観光係、電算係の3係といたしました。

なお、組織機構の見直しにより、関係する条例の一部改正の議案のご審議をお願いしたいと思います。

3点目は、3つの基金の新設であります。まず、1つ目は、ふるさと納税で寄せられた寄附金 を地域活性化に資する財源に充てるため、木城町ふるさと応援基金を新設いたします。

次に、2つ目は、産業振興及び地域の活性化を目的に、本町の基幹産業であります農林商工業者が実施をします事業等を支援するために、木城町産業振興支援事業基金を新設するものです。

次に、3つ目は、従来の木城町下水道事業債償還基金を廃止して、新たに木城町下水道事業財 政調整基金を創設するものであります。現行の木城町下水道事業債償還基金は、その使途目的を 起債償還に限定しているため、下水道運営上、必要な事業、更新、運営資金等に支出できない基 金であるため、新たに基金を新設し、下水道会計の安定経営のため広く活用できる基金としたも のです。関係する条例の議案のご審議をお願いしたいと思います。

4点目は、受賞関係であります。初めに、宮崎県人権啓発推進協議会主催の人権に関するポスターの部で、木城小4年生の西村開人君が1,350点のうち優秀賞3点の1つに選ばれています。

次に、平成28年度交通安全功労者等宮崎県知事表彰で、木城っ子安全守る隊、応援隊が一般 団体の部で受賞されました。これまでの活動に敬意と感謝を申し上げますとともに、これからも 継続した活動をお願いしたいと思います。

次に、消防団第11部の中武春男さんが、消防庁長官から永年勤続功労章を受章されました。 平成になって、木城町では5人目の受章者となります。25年にわたり、正義感、使命感、責任 感を持って、生業の傍らに奉仕の心持ちで、地域の安心安全をお守りいただいていることに、改 めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。

5点目は、米の食味ランキングで、石河内の西哲郎さん出品の普通作のヒノヒカリが、Aランクに輝きました。県の審査を経て、宮崎県から4点が選ばれ、今回、全国で特Aが44点、Aが 79点、A'が18点選ばれたところでありますけれども、昨年特Aになりましたえびの米は、今回、西さんの米と同じAランクということでありました。宮崎県で4点に選ばれ、全国でも 79点のうちの1つでありますので、木城の米はうまいとのブランドを確立したいと思っております。

また、これに関連しまして、新たに米ブランド関係の予算も、新事業で上げているところであります。

それでは、町長の政務報告をさせていただきます。

昨年の12月議会定例会以降の政務について、主な事項のみ、お手元の政務報告により報告を させていただきます。

1ページをごらんください。

初めに、12月12日でございます。新田原基地周辺対策協議会で、2市3町の首長、議長そろって、宮崎県議会星原議長、宮崎県知事河野知事に対し、国から示されました新田原飛行場騒音区域見直し案に対する白紙撤回に向けて、お力添えをいただくことをお願い要望いたしました。次に、16日でございます。木城町消防団によります消防団年末年始特別警戒出発式に臨みました。警戒期間は、16日から明けて9日まで行っていただきました。消防団のおかげで火災及び事故等もなく、年末年始の安心安全が担保されていることに感謝です。

次に、19日の午後に、高病原性鳥インフルエンザH5N亜型が、川南町の農場で発生いたしました。木城町も、岩戸地区など一部地区が移動制限区域及び搬出制限区域になったため、20日の早朝に木城町家畜伝染病防疫対策本部を立ち上げ、ウイルス侵入の防止と被害拡大防止に全力を尽くしました。関係機関及び職員の迅速な対応と尽力により、明けて1月20日午前0時に、制限区域が全て撤廃され、清浄化となったところであります。

次に、22日でございます。江藤拓先生に仲介をとっていただき、新田原基地周辺対策協議会の2市3町の首長、議長そろって、若宮防衛副大臣、防衛省地方協力局次長、防音対策課長に対し、国から示されました新田原飛行場騒音区域見直し案に抗議するとともに、白紙撤回と区域拡大を強く求めたところであります。

次に、28日でございます。平成28年の仕事納め式を午後4時から行いました。年末における鳥フルへの対応お礼を申し上げ、木城町の10大ニュースを振り返りながら、この1年間の事務事業に対する職員の支え、かかわり、誠意と努力で、町政全般にわたって堅実な成果を収めたことに感謝をいたしました。

次に、1月1日でございます。平成29年、2017年木城町成人式を、リバリスホールでとり行いました。67名の成人者のうち56名が出席し、一人一人に成人証書を授与したところであります。私からは、成人式を迎えてのあいうえおの祝辞を述べ、夢の実現と活躍に期待するためのエールを贈りました。

次に、4日でございます。後藤議長、鎌田農業委員会会長にご臨席を賜り、平成29年木城町 仕事始め式をとり行いました。職員には、丁酉にちなみ、実り多い1年、成果が得られる1年、 よりよい区切りの1年とするため、地域振興の支援員として、新たな決意と意欲を持って、木城 町の発展と町民の福利向上に取り組んでいくよう、訓示をいたしました。

次に、4日午前中から5日にかけて、後藤議会議長にもご同行いただき、副町長、教育長、総務課長、環境整備課長というメンバーで、県庁それから国交省宮崎河川国道事務所、西都児湯森林管理署初め関係機関に、年始挨拶を兼ねて、木城町のまちづくりにご支援とご理解をいただくために、表敬訪問いたしました。木城町をよりよくするために、元気にするために、今後も議会と執行部、一致団結、協力して、要望、陳情活動などを積極的に行っていきたいと考えています。次に、7日でございますが、郡内から首長にご臨席をいただき、木城町消防始式を開催いたしました。団員には、日ごろから町民の安心と安全をお守りいただいていることに感謝を申し上げたところです。点検においては、各部ともよく訓練されており、大変心強く感じたところでした。次に、9日でございます。第7回宮崎県市町村対抗駅伝競走大会が、12区間39.2キロメートルで行われ、昨年に引き続き2手一ム参加いたしました。出場参加44チーム中、木城Aは2時間24分12秒で37位、木城Bは44位でした。年間を通した練習や選手育成で、来年は上位を目指していきたいと思います。

2ページをお開きください。

12日でございます。管理者になって初めて、東児湯消防組合年頭の装備点検に臨みました。東児湯5町の安心安全を守るために、訓練や点検を日々重ね、事故や災害に備えてほしい旨、訓示いたしました。

同じ日の午後、児湯郡町村長会が川南町で開催され、平成29年度の各種負担金を審議をいた しました。

次に、20日から22日まで、師走祭りが比木神社、神門神社で行われました。昨年1月に 1市3町での百済王伝説を生かしたまちづくりに取り組む連携協定を結んでいますので、町民一 人一人がかかわる、盛り立てる、参加することがまずは肝要ではないかなと思っています。特に、 私たちは率先垂範の思いを持った行動が必要ではないかと考えさせられたところでありました。

次に、21日でございます。在宅医療シンポジウムが、児湯医師会と木城町の共催で開催いたしました。当たり前が当たり前でなくなったとき、弱ったとき、病気になったとき、障害を持ったとき、ひとり暮らしになったときなど、それらをどう受け止めてどう振る舞うか、どうより良く生きていくかが、私たち一人一人に問われてきます。そして、住みなれた地域で最期まで暮らしていきたい。そのためには、一人一人が、家族が、地域が、社会が、医療関係者が、福祉関係者が、行政が、どうかかわっていけばいいのか、どう支えていけばよいのかなどを考えたり、また準備しておかなければならないことなどへの、きっかけや気づきをたくさんいただいたところであります。

次に、22日でございます。45回目を迎えました木城町新春ジョギング大会に、町内外から 268名の参加を得て開催されました。年々参加者が先細りしているものと思っています。特に、 参加目標を持って、1人でも参加しやすい手立てをすべきではないかと思ったところであります。 今後の、教育委員会や体育協会の指導助言、頑張りを期待したいと思います。

次に、27日でございます。宮崎県人権擁護委員協議会の児湯支部研修会が、友愛社の研修館で開催され、歓迎挨拶と常日ごろの人権活動に対するお礼を申し上げました。ちなみに、木城町の人権擁護委員は、黒木逸郎さん、西村ミチ子さん、金永俊一さん、黒木真樹子さんの4名となっています。

3ページをお開きください。

30日でございますが、宮崎県農政水産部の郡司部長が来庁され、鳥フルに対する防疫対応へのお礼を申し上げ、今後の対応等について、意見交換させていただきました。宮崎県も木城町も、宮崎家畜保健衛生所に通報があった時点で陽性を想定しての迅速な対応をしたことが、今回の清浄化への功を奏したものと思っております。

次に、31日でございます。政務報告には記載されておりませんけれども、発生農場の地元であります木寺地区に、宮崎家畜保健衛生所、児湯農林振興局、産業振興課と一緒に赴き、真夜中かつ突然の鳥フルに対する防疫作業に対して、不安、騒音、騒動、交通制限などで、通常の日常生活にご迷惑、ご不便等をおかけしたことをお詫び申し上げ、また、防疫にご協力をいただいたことに対しお礼と感謝を申し上げました。

次に、2月1日でございます。消防団長の任期満了に伴い、引き続き矢野哲也氏に消防団長を 任命いたしました。任期は2年でございます。

平成23年2月からの就任以来、防火、災害時での対応はもちろんのこと、団員の福利厚生、 女性消防団員の加入促進、東児湯消防操法大会における上位入賞など、団員の意識向上と消防団 の体制充実にご尽力いただいております。新たな木城町消防団のレジェンドをつくり上げていた だいており、最適任者であると思っております。

次に、4日でございます。宮崎県主催のいきいき集落研修交流会が、リバリスで開催され、歓迎挨拶を行いました。いきいき集落は、限界集落にあって元気な集落づくりに取り組んでいる集落であります。

平成20年度からスタートをしておりまして、現在19市町村129集落が認定されております。中山間地域ならではの強みを生かした集落づくりのあり方や強みを再発見するために、大変有意義な交流研修会であったと思っております。

次に、8日でございます。西都児湯環境整備事務組合の正副管理者会が、クリーンセンターで 開催されました。西都市長選挙の結果に伴い、新たに西都市長の押川修一郎氏を、互選により管 理者に選出をいたしました。

次に、10日でございます。宮崎県道路整備講習会が、宮崎観光ホテルで開催され、出席をいたしました。国土交通省からは森山誠二道路局環境安全課長、そして、九州地方整備局から竹林秀基道路調査官から、「最近の道路行政の話題について」という演題でご講演をいただいたところであります。整備計画のお願いから、完成後も官民一体となった安定的、継続的な道路予算の確保に努める、お願いをしていく、要望活動をするなどのことが肝要であると改めて感じたところでありました。

次に、17日でございます。木城町農業委員選考委員の委嘱状交付式を行いました。

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員については公選制が廃止され、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改められたところであります。そして、地域の農業者や農業団体等からの公募、推薦された方を、選考委員会で候補者を選考し、その結果を町長に報告する仕組みとなります。今議会に農業委員の議会同意の議案をお願いしているところであります。

また、関連でありますけれども、農地利用最適化推進委員が新設されることになりました。選 考方法につきましては、農業委員と同様に、選考委員会の結果を農業委員会長に報告し、農業委員会が委嘱することになっております。

それから、同じ日の午後からは、宮崎県国民健康保険団体連合会の通常総会が開催され、出席をいたしました。平成28年度会計の補正予算と平成29年度会計の収支予算を原案のとおり承認をいたしました。

次に、20日でございます。平成29年第1回の東児湯消防組合議会定例会を開催いたしました。議案は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてと、平成29年度東児湯消防組合一般会計予算の2件を、提案どおり可決をしていただきました。

午後から、鳥インフルエンザの清浄化がなされましたので、児湯農林振興局、高鍋保健所、宮

崎家畜保健衛生所、副知事、農政水産部長、畜産新生推進局長、危機管理局長、福祉保健部長に対して、迅速な防疫措置のお礼を申し上げました。

21日にも引き続き、都城の第43普通科連隊及び、えびの駐屯地に赴き、防疫措置及び防災訓練のお礼を申し上げたところであります。

4ページをお開きください。

23日でございますが、宮崎県地域振興対策協議会定期総会では、平成27年度の事業報告と決算報告、平成29年度の事業計画と予算を原案のとおり承認をいたしました。

また、町村会定期総会では、宮崎県知事及び宮崎県町村議会議長会会長から来賓挨拶を受けた 後、平成29年度の事業計画及び予算案等を原案のとおり承認をいたしました。

なお、空席でありました副会長には、高千穂町の内倉町長を選出をいたしました。

次に、25日でございますが、九州保健福祉大学連携事業報告会をリバリスで行いました。今年度から、健康寿命の延伸と地域コミュニティづくりを進めるために、九州保健福祉大学と連携、協働を行っています。高齢者等の生活実態からの生活支援ニーズ、子育て世代の子育て支援ニーズの調査結果を報告していただきました。また、学生さんには、「木城宝探し」というフィールド調査を行っていただき、学生目線での課題と提案を報告をしていただきました。

生活支援ニーズや子育て支援ニーズに対する支援情報の発信のあり方、あるいは町内の施設や 観光地などをアピールするための看板設置の必要性、町民の合意を得ながら地域バランスあるま ちづくりなど、いろんな気づきやヒント、アドバイスをたくさんいただいたところであります。

また、この報告を受けて、今回、当初予算のほうには、この関係する新しい事業提案を盛り込んでいるところであります。これからのまちづくりに生かしていきたいと思います。

次に、27日から28日にかけて、後藤議長、環境整備課長とともに、九州電力本店、九州地 方整備局、九州農政局を表敬訪問し、意見交換を行いました。

九電本店では、小丸川発電所の観光資源での利活用、九州地方整備局では、鳥フル対応のお礼、 小丸川河川改修のお礼と要望、高城橋架け替え要望、九州農政局では、鳥フル対応と畜産クラス ター事業のお礼など、有意義な意見交換をさせていただいたところであります。

次に、3月1日でございます。第2回木城町国民健康保険運営協議会を開催し、平成28年度の国民健康保険の財政状況及び保険事業の状況を報告し、また、平成29年度の事業計画案及び予算案についても説明をしたところであります。

次に、昨日でございますが、九州農政局宮崎支局の田村支局長が来庁され、農業者の所得向上、 そして農業者が自由に経営展開できる環境を整備するための平成29年度農林水産省関係予算及 び事業の説明を受けました。

私のほうからは、鳥フル対応のお礼と産地パワーアップ事業採択の要件緩和のお願いをしたと

ころであります。また、早期水稲の後作としての野菜産地づくりについて、情報提供をお願いを いたしました。

夕方からは、故永友喜壽郎氏の文化財関連第3回口頭弁論があり、木城町の代理人であります 近藤弁護士の事務所に赴き、口頭弁論の様子を拝聴いたしました。裁判や訴訟は予定どおりには いかないもので、訴訟は生き物ということを近藤弁護士からお聞きをいたしました。次回は4月 19日の予定になっております。

それから、関連で、故長友和吉氏の文化財の和解状況等でありますが、現在相続12名のうち 5名が謝罪と補償補塡に同意されているところであります。引き続き、たかなべ法律事務所の高 橋弁護士にお願いをして、解決に向けてお願いをしているところであります。

以上で、政務報告を終わらせていただきます。

○議長(後藤 和実) 以上で、町長の行政報告は終わりました。

これで、諸報告は終わります。

日程第4. 町長の施政方針説明

○議長(後藤 和実) 日程第4、町長の施政方針説明を行います。

これより町長の施政方針説明を求めます。町長。

○町長(半渡 英俊君) 平成29年第1回木城町議会定例会に当たり、平成29年度の町政運営 に関する私の所信の一端と施政方針を申し上げ、議員各位初め町民の皆様のご賛同とご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

さて、私は、平成27年4月の町長就任以来、諸先輩方が築かれてきましたまちづくりを引き継ぎ、町民や議員の皆様の声に耳を傾け、地方創生、地域担当職員制度、文化財問題、高病原性鳥インフルエンザなど、多くの課題に対して、その解決の実現に向けて、取り組みを進めてまいりました。

町長就任3年目を迎えます。人が元気、地域が元気、住んでよかったと実感できる町を目指し、 初心を忘れず日々新た、全力投球で、木城町のまちづくりに取り組んでまいります。

また、昨年策定いたしました、木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略をもとに、人口減少対策と地域活性化対策を一つ一つ具現化してまいります。

さらには、第5次木城町総合計画で示されました、木城町の目指すべき将来像「みんなで創る明日に向けて翔くまち木城」の実現と、私の選挙公約、議員初め町民から寄せられましたご意見をもとに、本町の財政事情に配慮しながら、自らの地域は自ら決めるという決意を新たにして、施策や事業を熟慮断行、一つ一つ着実に取り組んでまいります。

次に、施政方針を申し上げます。 2ページをお開きください。

平成29年度の地方財政でありますけれども、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸び悩みが見込まれる一方、社会保障関係等の扶助費の増や、他会計繰出金が高い水準で推移しており、義務的経費が増大するなど、依然として厳しい状況にあります。

本町においては、大規模償却資産税を柱とする町税の減収もあり、過疎債等の有利な町債を 13年ぶりに発行を行い、交付税の増額を行うとともに、ふるさと納税等の歳入の確保や歳出の 見直しを行い、住民ニーズに適切に対応した町民本位の福祉向上と地域の発展、教育の充実、農 林業活性化を図る取り組みを行っているところであります。

予算編成に当たっては、必要かつ重要な事業について計上いたしました。主な項目について、 以下申し述べます。

まず、1つ目であります。快適で安全な生活環境の整備について、日常生活を快適で安全に暮らすには、道路や上下水道等のインフラ整備が重要であります。町道は住民生活に直接かかわるものとして、交通の利便性、安全性の確保が重要であり、通学路としての安全確保の面からも、計画的な整備が必要となります。

また、老朽化が懸念される橋梁等の点検を行い、現状の把握と修繕計画の基礎とします。

工事に当たっては、老朽化の進んだ橋梁や、舗装路面の維持修繕工事を計画的に実施し、長寿命化を図ることとします。特に、平成26年度から実施しております比木橋工事については、拡幅、高欄改修が完了し、朝夕通勤時の車両の離合がスムーズになり、円滑な通行と安全性が向上しており、落橋防止装置工事の実施により、さらなる長寿命化を図ります。

簡易水道整備については、近年、ろ過施設等の整備により、各給水区域とも安定した水質の確保ができ、安全安心な飲料水の供給が図られており、今後とも適正な維持管理に努めていきます。 3ページをお開きください。

施設の老朽化について、岸立水源地の配管更新と施設更新計画に基づき、計画的な更新、修繕により、長寿命化を図ります。

下水道整備につきましては、本管工事が完了しておりますので、今後は適正な維持管理に努めるとともに、新規住宅への対応、新築、建て替え住宅等の加入促進を図っていきます。施設の老朽化について、施設更新計画に基づき、計画的な更新、修繕により、長寿命化を図ります。

なお、当事業区域外については、合併浄化槽の普及を進め、生活環境の向上を図ります。

情報通信網の整備につきましては、加入者系光ファイバー網の供用開始から13年を経過しており、設備機器の更新を行い、通信速度の改善やニーズに適応したサービスを提供するため、公設民営方式に移行していきます。

また、町内観光拠点施設等に、Wi-Fi、公衆無線LANでございますけれども、Wi-Fiを整備し、施設利用者の利便性を図ります。

2つ目の農林業の推進についてであります。近年の農林業情勢を見ますと、農業者の高齢化や 後継者不足による耕作放棄地の増加などの影響により、全国的に農業生産額の規模も縮小傾向で 推移しており、本町においても同様の状況であります。

現在、TPP参加12カ国により、協定内容が合意され、協定の発効に向けて参加国で論議されているところでありますが、ご承知のように、アメリカがこの連携協定から離脱を表明をしたところであります。先行き不透明な状況となっており、今後交渉の行方を注視する必要があります。

本町の基幹産業であります農林業の振興を図るため、平成26年3月に策定をいたしました第5次木城町総合計画の農林業振興の主要施策を実現するため、守るべきは守りつつ、攻めに軸足を置いた、もうかる農業の推進を図ります。

また、国が、平成26年度に、強い農林水産業の実現に向けて改定いたしました農林水産業地域の活力創造プランをもとに、本町の農業振興推進を図ります。

4ページをごらんください。主な改革の内容は4つありますが、そこに書いてあるとおりであります。

まず、農地中間管理機構が実施をいたします農地中間管理事業をフル活用し、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるとともに、意欲と能力のある担い手に農地を集積し、経営基盤の強い農家の育成を図ります。そのためには、受け手となる担い手の確保が最重要課題であることから、認定農業者や新規就農者の育成に努めるとともに、大学や企業等の専門家から本町に適した独自性のある農業提案や認定農業者、新規就農者などを対象にした研修会、講演会などを開催していきます。

また、担い手の確保が困難な集落については、日本型直接支払制度等を活用し、農業、農村の持つ国土保全や景観、形成等の多面的機能を支える地域の共同活動組織の充実、育成を図り、耕作放棄地の発生を防ぐとともに、グリーンサービス・コスモスによる農作業受託の充実を図り、中山間地域における耕作条件不利地域の営農支援に努めていきます。

さらに、自然環境に負荷の少ない環境保全型農業を推進するとともに、消費者が求めます安心、 安全な農産物の生産を推進するため、有機 JAS認証の取得希望者への支援や、6次産業化への 推進を図ってまいります。

基盤整備につきましては、農地中間管理機構の創設により、農地の集積、集約化が進み、経営 規模が拡大することから、使用する農業機械が効率的な作業ができるよう、計画的に農業施設等 の農業生産基盤の整備に努めます。

また、経営所得安定対策、米政策につきましては、焼酎用加工米、飼料用米等について、需要に応じた推進を行い、二毛作助成や耕畜連携助成を活用することで、水田の有効活用及び農家の

所得向上を図ります。

畜産の振興につきましては、口蹄疫等の法定伝染病が二度と発生しないように、5ページでございます、農家へのさらなる防疫意識の啓発と、官民一体となった防疫体制の強化を図ってまいりましたが、本年1月下旬に高病原性鳥インフルエンザが本町で発生し、16万3,000羽の鶏が殺処分されたところであります。今後はさらなる防疫体制の強化と、畜産農家の防疫意識の啓発に努めてまいります。

口蹄疫の発生以降、全国の素牛不足による子牛価格の高騰や、国際情勢に起因する飼料や生産 資材の高止まり等の影響で、肥育農家や繁殖農家の経営を圧迫し、いよいよ素牛等の確保にも苦 慮している現状を踏まえ、畜産農家の経営安定を図るため、優良素牛の導入に対する支援に努め てまいります。

林業の振興につきましては、長期にわたり低迷をしておりました木材価格が、近年、海外輸出やバイオマス発電所などの稼働に伴い、木材需要が増加する傾向にあり、徐々に木材価格が持ち直してきている状況であります。今後は、商品価値がなく、今まで搬出されていなかった未利用材などの有効活用を図るために、作業道及び林道などの整備を図ってまいります。

また、木材需要の拡大に伴います大規模伐採による崩土などの被害も懸念されるため、市町村森林整備計画に基づいた適切な伐採や、伐採後の計画的な造林の推進を図ってまいります。

有害鳥獣対策につきましては、全国的に増加傾向にある鳥獣被害は、本町においては、補助事業を最大限に活用したことで一定の成果がありました。今後も獣害アドバイザーを配置し、さらに特別捕獲員を常時配置し、有害鳥獣対策に努めます。

また、自作農地の自主防衛を目的とした農家に対して、狩猟免許に必要な経費の一部を助成してまいります。

3番目に、福祉対策健康づくりについてであります。

近年、少子高齢化の進展はもとより、地域社会の機能や世帯構造が大きく変化する中にあって、 高齢者においては先の生活不安に対する生活支援サービスの充実、障がい者においては自立や社 会参加の難しさ、子供においては子育て家庭の独立化や子育て不安など、新たな社会問題が顕在 化しており、地域社会全体での見守りを初めとする支え合いが大変重要になっています。

6ページをごらんください。そのような中、誰もが住みなれた地域で安心して生活していけるよう、多様な主体による地域福祉の担い手の確保も、まちづくりの課題となっております。

本町では、介護、高齢者、障がい者、障がい児、児童、地域福祉のそれぞれの分野において、 基本計画及び実施計画を策定しており、その計画に基づいて、全ての人が支え合い、生きがいを 持って生活できるよう、それぞれの計画が互いに連携し、地域福祉の環境づくりを初め、町民 サービスの向上を図ってまいります。 子ども・子育て対策につきましては、平成27年度からスタートいたしました子ども・子育て 支援事業計画の中間年に当たるため、各施策ごとの実施状況評価を行い、引き続き質の高い幼児 期の教育、保育の総合的な提供の場として、高齢者の方と園児が自然に触れ合うことのできる場 の提供、4歳児、5歳児を対象に、特色ある就学前保育事業を実施し、楽しみながら学べる環境 の向上を図りながら、園児の個性を生かした能力開発につなげていきます。

さらに、地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、地域子育て支援センターの充実を図ると ともに、乳幼児の健診事業や健康相談事業とも連携し、子供や子育て家庭の状況に応じた乳児期 の学校教育、保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と施設改善を図ってまい ります。

高齢者対策については、高齢化率は34%を超え、3人に1人が65歳以上でひとり暮らし世帯や、高齢者世帯も増加する中、地域全体で支え、見守りしていく、地域包括ケアシステムの構築が最重要課題となってきております。地域包括支援センターの体制強化、機能充実を図り、高齢者を取り巻く課題に的確に対応できるよう、関係機関や関係団体と包括的な体制を構築し、介護者負担の軽減を初め、きめ細かなサービスが行えるよう、介護人材確保対策にも努めていきます。

介護保険事業につきましては、今年度から介護予防日常生活支援総合事業に移行していきます。 介護予防事業と生活支援サービス事業を、一体的に展開できる新たな仕組みづくりを進めるため、 拠点施設となります地域ふれあい館の整備を進めております。

7ページをごらんください。あわせまして、高齢者と地域住民の力を活用した多様な生活支援サービスを充実していくことが求められており、社会福祉協議会を中心に、社会福祉法人やNP O法人、福祉団体等によるネットワーク化を強化し、高齢者が各サービスにアクセスしやすい環境の整備も同時に進めていく必要があります。

また、現在実施しております健康教室や、介護予防教室も健康寿命延伸の取り組みに位置づけて、より内容の充実を図るとともに、公民館単位での地域づくりによる介護予防推進事業の継続的実施、そして、今後増大する生活支援ニーズへの新たな担い手育成に取り組みます。

町民の健康づくりについては、第二次特定健診実施計画の特定健診受診率目標を達成するため、 健康マイレージ事業を引き続き導入し、町民をあげて健康づくりの機運を高めてまいります。

また、従来の保健指導や健康相談等による健康増進や啓発に努めるとともに、未受診者への訪問指導を一層強化し、住民健診の受診率の向上や疾病の早期発見、早期治療につなげていきます。 また、脳疾患や心疾患などの発症率の高い予備軍といわれる方が治療の放置や中断をしないよう、科学的根拠に基づいた保健指導を行っていきます。

あわせて、医療機関とも連携しながら、各種の予防接種やがん検診などを引き続き実施し、医

療費の抑制につながるとともに、町民の皆さまの健康寿命の延伸を目指していきます。

次に、4番目、明日を担う心豊かでたくましい人づくりについてであります。

教育は人間形成の基本をなすものと考え、社会全体で取り組むことが必要であります。しかし、 近年、教育を取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化しており、その変化に対応した取り組みが求 められております。

そこで、地域の実態に即してきめ細やかな教育を推進し、社会の変化に対応できる教育の実現 を目指すために、専門性の高い県教育派遣の指導主事を、29年度から配置をいたします。

学校教育につきましては、子供たちの学力、体力の低下や社会性の欠如が懸念される今日に当たって、次代を担う木城の子供たちが心の豊かさと創造性を高め、新しい時代に対応し得る能力を育むために、知・徳・体のバランスのとれた教育を推進します。

8ページをお開きください。平成29年度も引き続き、小中学校に学力向上サポーター等を配置し、学力の向上を図るとともに、40人に未満の学年においては、きめ細やかな指導ができるよう町費負担の常勤教員を配置いたします。

また、小中学校の連携教育を積極的に推進するとともに、キャリア教育の充実を図るために、多様な体験活動の推進に努めます。

さらに、引き続き教育費の保護者負担の軽減に努め、子ども・子育て支援の充実を図っていきます。

近年、児童・生徒の安全が脅かされている現状から、登下校時における見守りを実施し、子供たちが安全に安心して生活できるよう、家庭、学校、地域の連携を密にし、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組みます。

生涯学習の推進と社会教育の充実については、長寿社会の中でその重要性が増していることから、町民一人一人の学習ニーズに応えることができる生涯学習の基盤整備と内容の充実に努め、各種講座の開講や公民館活動等を積極的に推進し、生きがいづくりと、町民の親睦と交流を図ってまいります。

地域担当職員制度につきましては、今後も町民と行政が情報を共有し、相互の理解と連携を図り、協働のまちづくりを進めます。

スポーツの振興につきましては、町民誰もが身近にスポーツに親しむことができる環境を整備 し、生涯スポーツの振興に努め、町民の体力向上と健康づくりを図ります。

次に、5番目であります。環境対策について。

環境問題は地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理などさまざまな問題が生じています。 本町では、木城町一般廃棄物処理基本計画に沿って、ごみの減量化、資源化、再利用を推進する とともに、引き続き環境パトロールを実施し、ごみの不法投棄防止と監視に努め、町民と行政が 一体となり、美しいまちづくりに努めます。

また、地球温暖化対策として、地球温暖化対策実行計画の改定を行い、より一層、公共施設の節電対策やクリーンエネルギーの導入等、省資源の推進を行い、温室効果ガスの削減を図るとともに、町全体への波及に向けた啓発等を進めます。

さらに、東日本大震災や熊本地震等、いつ起こるかわからない災害により発生をいたします災害廃棄物の適正な処理を行うため、木城町災害廃棄物処理計画に沿って、迅速かつ適切な対応ができるよう体制を確立していきます。

次に、6番目、観光振興と交流人口拡大事業についてであります。

少子高齢化や不安定な景気動向の中で、地域を盛り上げ、活気あるまちづくりを展開するために、交流人口の拡大に努めます。町内には、豊かな自然景観を生かした「川原自然公園」や「木城えほんの郷」が、独自の体験型事業を展開しており、その魅力を積極的に情報発信しながら、来場者の拡大と多くのリピーターが訪れるよう集客を高めていくことといたします。

団体合宿施設「いしかわうち」においては、中八重緑地公園、石河内テニスコートなどの周辺施設と連携して、テニス、サッカー、ラグビー等のスポーツ合宿を中心に誘致に取り組んできたところでありますが、改修工事が完了いたしました多目的体育館、合宿所別棟の利用を図ることで、雨天時のテニス練習や文化系団体の合宿誘致も期待できるところであります。

さらに、ソフト面では、大学と連携しアスリートメニューの共同開発を行っており、アスリート食等の提供により施設の付加価値を高めることで、宿泊型の交流人口の増加を図り、より地域 経済に効果があらわれ、雇用の増加につながるよう努めてまいります。

木城温泉館「湯らら」につきましては、衛生面に万全を期し、安心、安全な施設として、利用者の皆様に満足していただける憩いの空間を提供するのはもちろんのことでありますが、新たな食事メニューの開発や、隣接する「菜っ葉屋」や他の観光施設と連携したイベントを開催することにより、入湯客の増を図るよう努めてまいります。

観光事業は地域活性化のための最重要ツールであり、地域間競争も激化し、専門的ノウハウが必要となっていることから、観光協会の独立強化を図り、町内の観光資源の発掘、PRするのはもちろんのことでありますが、西都児湯観光ネットワークや百済王伝説等を生かした4市町での取り組みを通して、自治体間連携での広域的な交流人口の拡大を目指していきます。

次に、7番目であります。商工業の振興と景気対策についてであります。

景気の回復が期待される中、国の景気は穏やかな回復基調が続いているものの、地方経済が置かれている状況は景気回復の実感を得ることができず、町内の商工業においても、依然として厳しいものとなっております。商工会の連携のもと、町内経済の流通に寄与するプレミアム付き商品券発行助成事業を継続することといたしております。

また、小規模企業者への経営支援事業、利子補給制度を新たに取り組み、町内商工業の経営安定と雇用創出を図ってまいります。

また、特産品につきましては、本町の基幹産業であります農林業の資源を生かし、商工業者及び大学等と連携しながら地域資源を生かした特産品を開発することで、新たな産業を構築し、都市部への流通も視野に入れた取り組みに努めます。

企業誘致につきましては、県や町の企業奨励措置の情報発信に努め、関係機関との連携のもと、 企業の誘致を進めるとともに、西都児湯地区企業立地促進協議会などと連携し、広域での企業誘 致にも取り組んでまいります。

また、既存の企業の経営安定のために、国、県の施策の情報提供に努め、安定した町内雇用を図れるようにいたします。

次に、8番目、地方創生、人口減少対策についてであります。

地方創生の根幹は人口減少対策であるのはもちろんでありますけれども、それには産業の創出を初め、伝統文化、観光資源、人の資源を見つめ直し、磨きをかけていくことが重要と考えます。 新たな移住対策としましては、お試し宿泊制度の実施や地域おこし協力隊を新たに設置することにより、都市部から若者を呼び込む仕掛けを展開してまいります。地域おこし協力隊には、伝統文化、観光資源の発掘、PRを中心に活動していただき、移住対策と地域振興の連携を図ってまいります。

また、産業の創出では新たな支援制度を創出し、町内の小規模事業者の育成を図り、昨年度から実施している大学と連携事業等を継続し、特産開発や観光関連施策を推進してまいります。

また、これまで先進的に推進してきました定住施策や子育て支援策を引き続き推進するとともに、木城えほんの郷事業を広くPRすることで、子育て世代の移住促進を図ってまいりたいと思います。

9番目、防災対策及び交通安全対策等についてであります。

防災対策につきましては、木城町地域防災計画をもとに、防災体制の充実、強化を図るとともに、町民の生命を守ることを最優先とした、安全で安心して暮らせる地域づくりを進めるため、 避難訓練や自主防災組織の設立支援など、自助、共助、近助による防災意識の高揚に努め、地域 防災力の向上に努めてまいります。

交通安全対策につきましては、高齢者が被害者、加害者となる交通事故が社会問題化している ため、高齢者を対象とした交通安全啓発等に、積極的に取り組みます。また、重大事故につなが る飲酒運転やシートベルト未着用につきましては、その絶滅に向けて、引き続き町民の交通安全 意識の高揚に努めてまいります。

防犯対策につきましては、振り込め詐欺など高齢者を狙った犯罪や、児童・生徒に対する犯罪

を未然に防止するため、関係機関と連携して、防犯パトロールや啓発活動などの取り組みを継続 してまいります。

10番目、施設等の整備についてであります。

町営住宅の整備につきましては、公営住宅等長寿命化計画に基づき、住環境の向上に配慮しつつ、住宅の改修、整備等を計画的に行い、施設維持管理費の軽減と長寿命化を図ってまいります。介護保険制度における新たな介護予防、日常生活支援総合事業への移行に合わせて、その拠点となる多様な生活支援サービスが提供できる施設、先ほども申し上げましたが、地域ふれあい館につきましては、今年9月の事業開始を目標に整備を進めてまいります。

あわせまして、生活支援、介護予防サービスの基盤整備として協議体の設置、生活支援コーディネーターを配置し、地域包括支援センターを中心とした高齢者等を地域で支えるサービス提供体制の構築と、多様な法人や団体が主体となる地域福祉の担い手の育成にも、積極的に取り組んでまいります。

11番目、県道整備についてであります。

県道につきましては、町内には県道5つの路線が走っており、緊急輸送道路である東郷西都線の松尾工区1.8キロメートルの整備促進、それから高城橋の架け替え要望を、県に対して引き続き積極的に行っていきます。

道路改良に着手されました都農綾線につきましては、早期完成に向けて、県と協力して事業を 進めてまいります。

その他の路線につきましても、歩道の設置でありますとか、舗装、補修等の要望を引き続き行ってまいります。

以上、述べました施政方針をもとに編成いたしました新年度予算は、一般会計43億1,700万円、特別会計20億3,526万6,000円、総額63億5,226万6,000円であります。

これらの予算の執行に当たりましては、より一層の住民福祉の向上と、さらなる木城町の発展 に向け、町民の皆様から寄せられました信頼と期待に応えるべく、誠心誠意努力してまいる所存 であります。

議員各位、並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げ、平成29年度の施政方針といたします。

○議長(後藤 和実) これで、町長の施政方針説明を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時09分休憩

午前10時13分再開

〇議長(後藤 和実) 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から発言が求められておりますので、これを許します。町長。

〇町長(半渡 英俊君) 発言の訂正を一部させていただきたいと思います。

先ほど、平成29年度施政方針を申し上げましたが、その2ページの7行目、町債の発行の関係でありますが、13年ぶりに発行いたしましたということで報告をいたしましたが、6年ぶりでありますので、13年を6年に変更をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

日程第5. 議案第1号

日程第6. 議案第2号

日程第7. 議案第3号

日程第8. 議案第4号

日程第9. 議案第5号

日程第10. 議案第6号

日程第11 議案第7号

日程第12. 議案第8号

日程第13. 議案第9号

日程第14. 議案第10号

日程第15. 議案第11号

日程第16. 議案第12号

日程第17. 議案第13号

日程第18. 議案第14号

日程第19. 議案第15号

日程第20. 議案第16号

日程第21. 議案第17号

日程第22. 議案第18号

日程第23. 議案第19号

日程第24. 議案第20号

日程第25. 議案第21号

日程第26. 議案第22号

日程第27. 議案第23号

日程第28. 議案第24号

日程第29. 議案第25号

日程第30. 議案第26号

日程第31. 議案第27号

日程第32. 議案第28号

日程第33. 議案第29号

日程第34. 議案第30号

日程第35. 議案第31号

日程第36. 議案第32号

日程第37. 議案第33号

日程第38. 議案第34号

日程第39. 議案第35号

日程第40.諮問第1号

〇議長(後藤 和実) 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第5、議案第1号から日程第40、諮問第1号に至る議案については、朗 読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(半渡 英俊君) 提案理由を申し上げます。

ただいま上程いただきました議案第1号から議案第35号及び諮問第1号に至る36議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号であります。議案第1号は専決処分の承認を求めるについてであります。 専決処分の承認を求めるのは、平成28年度木城町一般会計補正予算(第7号)であります。 平成28年12月19日に川南町で発生した高病原性鳥インフルエンザにより、本町での防疫対策を緊急に行う必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年12月20日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

補正予算(第7号)は、歳出で農林水産業費700万円、予備費減額700万円にするもので、 予算の総額に変更はありません。

次に、議案第2号。議案第2号は専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、平成28年度木城町一般会計補正予算(第8号)であります。 ふるさと納税の寄附が12月に集中し、報償費及び役務費が不足し、支払いができず、議会を招 集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法179条第1項の規定により、平成 29年1月25日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求 めるものであります。

補正予算(第8号)は、予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000万円を追加し、予算の総額

を歳入歳出それぞれ47億9,200万円にするものであります。

歳入は寄附金7,000万円であります。

歳出は総務費5,000万円、予備費2,000万円であります。

次に、議案第3号。議案第3号は平成28年度木城町一般会計補正予算(第9号)であります。 補正予算(第9号)は、予算の総額から歳入歳出それぞれ2,070万2,000円を減額し、 予算の総額をそれぞれ47億7,129万8,000円にするものであります。

歳入の主なものは、町税 5,9 4 4 万 2,0 0 0 円、諸収入 6 7 8 万 6,0 0 0 円、町債減額 4,9 4 0 万円、県支出金減額 3,5 1 6 万円等であります。

歳出の主なものは、農林水産業費2,436万3,000円、総務費2,383万4,000円、 民生費減額2,047万2,000円、土木費減額1,833万9,000円等であります。

次に、議案第4号。議案第4号は平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)であります。

補正予算(第4号)は、予算の総額から歳入歳出それぞれ4,400万円を減額し、予算の総額をそれぞれ9億9,503万1,000円にするものであります。

歳入の主なものは、繰入金304万9,000円、共同事業交付金減額2,318万8,000円、 国庫支出金減額1,262万6,000円、国民健康保険税減額1,167万8,000円等であります。

歳出の主なものは、保険給付費減額1,892万2,000円、共同事業拠出金減額1,673万2,000円、予備費減額828万円等であります。

次に、議案第5号。議案第5号は平成28年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)であります。

補正予算(第3号)は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,446万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億2,566万4,000円にするものであります。

歳入の主なものは、繰越金1,402万4,000円、分担金及び負担金25万2,000円等であります。

歳出は、簡易水道費1,341万4,000円、予備費105万2,000円であります。

次に、議案第6号。議案第6号は平成28年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第4号) であります。

補正予算(第4号)は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,020万9,000円を追加し、 予算の総額をそれぞれ3億3,372万6,000円にするものであります。

歳入の主なものは、諸収入1億1,355万8,000円、繰越金2,462万2,000円、国庫支出金減額595万円等であります。

歳出は、公共下水道費1億2,873万3,000円、予備費147万6,000円であります。 次に、議案7号。議案第7号は平成28年度木城町介護保険特別会計補正予算(第5号)であります。

補正予算(第5号)は、保健事業勘定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ455万円を追加し、 予算の総額をそれぞれ6億5,815万9,000円にするものであります。

保険事業の歳入の主なものは、県支出金445万4,000円、繰入金408万7,000円、 支払基金交付金減額520万9,000円等であります。

歳出は、保険給付費455万円であります。

次に、議案8号。議案第8号は平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)であります。

補正予算(第4号)は、予算の総額から歳入歳出それぞれ135万6,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ6,921万9,000円にするものであります。

歳入は、後期高齢者医療保険料100万円、繰入金減額235万6,000円であります。 歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金減額135万6,000円であります。

次に、議案9号。議案第9号は木城町男女共同参画推進条例の制定についてであります。

男女が性別にかかわりなく、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが、重要な課題となっております。そのため、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、行政、町民及び事業者それぞれの役割を明確にすることにより、男女共同参画社会づくりを総合的に推進するための法的根拠として、本条例を制定するものであります。

次に、議案10号。議案第10号は木城町ふるさと応援基金条例の制定についてであります。 この条例案は、ふるさと納税制度を活用して、木城町を応援するために寄せられた寄附金を、 地域活性化に資する事業の財源に充てるため、木城町ふるさと応援基金を設置するものでありま す。

次に、議案11号。議案第11号は木城町産業振興支援事業基金条例の制定についてであります。

本町の基幹産業であります農林業並びに商工業の振興を図るため、法人、個人等の事業者が実施する事業等を支援することで、町内の産業振興と地域活性を図ることを目的に、本基金を設置するものであります。基金の総額は5,000万円以内としております。

次に、議案第12号。議案第12号は木城町下水道事業財政調整基金条例の制定についてであります。

現行の下水道事業債償還基金は、使途目的を起債償還に充てる場合に限ったものでありますが、

下水道運営上必要な財源、今後想定される更新事業等の財源、ほかに幅広く活用できるよう新たに財政調整基金を設置するものであります。

あわせまして、従前の下水道事業債償還基金については廃止し、その使途目的を新設の財政調整基金に組み入れ、基金残を本基金に引き継ぎ、整理するものといたします。

次に、議案第13号。議案第13号は木城町小規模企業者経営支援条例の制定についてであります。

本条例は、町内で商工業を営む者及び新たに起業する者に対しまして、必要な支援策を講じることにより、商工業の振興と、安定的な雇用と、町民の買い物の場を確保することにより、人口減少に歯どめをかけ、さらには町の発展を加速しようというものであります。

具体的には、事業譲受者に対して、事業譲渡の伴う土地・建物及び機械設備の取得に要する経費の5分の1以内、限度額100万円を補助いたします。

小規模企業者の支援策として、50万円以上の設備購入・買い替えに要する経費の2分の1以 内、限度額300万円を補助いたします。

親族の事業を継承する者に対しては、事業継承奨励金として、定額20万円を交付いたします。 異業種進出者の支援策としては、異業種進出に要する経費の2分の1以内、限度額300万円 を補助いたします。

経営に必要な知識と技術を取得するための研修費として、経費の3分の2以内、限度額30万円を補助いたします。

次に、議案第14号。議案第14号は木城町役場課設置条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

事務改善委員会の答申を受け、平成29年4月1日より総務課と財政課を統合し「総務財政課」とし、財政課電算係を「まちづくり推進課」へ移管する機構改革を行うとともに、町営マイクロバスやふるさと納税の事務を、同じく「まちづくり推進課」へ移管することといたしております。

また、地方自治法の一部改正に伴い、町長部局の課の主な分掌事務を条例で定めることが必要となりましたので、あわせまして所要となる関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第15号。議案第15号は木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成29年度から、県教育委員会から町教育委員会へ指導主事が派遣されることにより、職員 数が教育委員会の職員定数を超えることになるため、条例の一部を改正し、町長部局の職員定数 を1名減らし、教育委員会の職員定数を1名増やすものであります。

次に、議案第16号。議案第16号は職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する

条例の制定についてであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業等の対象となるこの範囲を拡大するとともに、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、介護休暇の分割取得及び介護時間の規定を加える改正を行うものであります。

次に、議案第17号。議案第17号は木城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例の制定についてであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、条例で定める育児休業等に係る子の範囲 に、特別養子縁組の監護期間中の子、及び養子縁組里親に委託されている子を加える改正を行う ものであります。

次に、議案第18号。議案第18号は特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成29年度から、地域資源を活用した地域おこし活動に取り組む地域おこし協力隊員を、特別職非常勤職員として配置するため、所要となる条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第19号。議案第19号は一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 の制定についてであります。

1時間当たりの給与額の算定方法について、本町は国家公務員に準じて算出していましたが、 国家公務員とは異なり、地方公務員については労働基準法の規定が適用され、その基準に抵触す ることになるため、所要となる条例の一部を改正するものであります。

なお、本改正については、国及び県から指摘を受けたものであります。

次に、議案第20号。議案第20号は木城町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る、税制の抜本的な改革を行うための地方税 法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律、及び地方税法施行令の一部 を改正する政令等の一部を改正する政令の公布、及び特定非営利活動促進法の一部を改正する法 律の公布に伴い、木城町税条例等の一部改正をするものであります。

主な改正点は、消費税を10%に引き上げる時期が平成31年11月1日以降に延期されたため、10%導入時に軽自動車の自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割として課税される時期が、平成32年度からに延期されるものであります。

次に、議案第21号。議案第21号は木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例の制定についてであります。

教職員住宅1号について、教育委員会からまちづくり推進課に管理を移管し、この住宅の廃止を行うために条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第22号。議案第22号は木城町石河内活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

このたび、旧石河内へき地集会室、旧教職員住宅3棟の改修工事が完成し、今後、指定管理者であります「いしかわうち」が多目的体育館、合宿所別棟として管理運営をいたします。つきましては、利用料金を設定することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

利用料金は、多目的体育館が1時間当たり大人300円、高校生以下200円、町外者は1.5倍増としております。合宿所別棟は、宿泊が1人当たり5,000円、宿泊なしの場合は1棟1時間当たり250円、全日2,000円としております。

次に、議案第23号。議案第23号は平成29年度木城町一般会計予算であります。

平成29年度予算は、歳入歳出それぞれ43億1,700万円を年間予算として編成し、前年度予算39億9,600万円に比較し、8.0%の増となりました。

歳入の性質別財源の割合では、自主財源が32億5,668万7,000円で、予算総額の75.4%を占め、依存財源は10億6,031万3,000円で、24.6%となっています。

自主財源は、町税、使用料及び手数料、寄附金、繰入金、諸収入等が主なものであります。

依存財源は、地方交付税、地方譲与税、地方消費税交付金、国県支出金等であります。

歳出の性質別割合では、義務的経費37.6%、一般行政経費47.9%、投資的経費14.5%となっています。

費目ごとの歳入歳出予算の概要については、別添資料のとおりであります。

次に、議案第24号。議案第24号は平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計予算であります。

平成29年度予算は、歳入歳出それぞれ9億5,000万円を年間予算として編成し、前年度より2.1%の減となりました。

歳入の主なものは、共同事業交付金2億1,246万円、国庫支出金2億1,209万3,000円、前期高齢者交付金2億252万2,000円、国民健康保険税1億4,142万8,000円等であります。

歳出の主なものは、療養給付費等の保険給付費5億4,073万7,000円、共同事業拠出金2億2,220万8,000円、後期高齢者支援金等9,288万円等であります。

次に、議案第25号。議案第25号は平成29年度木城町簡易水道事業特別会計予算であります。

平成29年度予算は、歳入歳出それぞれ1億3,374万7,000円を年間予算として編成し、前年度より20.3%の増となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料8,153万7,000円、繰入金3,348万

6,000円等であります。

歳出の主なものは、簡易水道費で、人件費や維持管理費等の9,688万9,000円、公債費3,568万7,000円等であります。

次に、議案第26号。議案第26号は平成29年度木城町下水道事業特別会計予算であります。 平成29年度予算は、歳入歳出それぞれ1億7,806万9,000円を年間予算として編成し、 前年度より11.5%の減となりました。

歳入の主なものは、繰入金1億4,272万1,000円、使用料及び手数料3,136万円等であります。

歳出の主なものは、公債費1億1,389万5,000円、公共下水道費で、人件費や施設管理費等6,250万5,000円等であります。

次に、議案第27号。議案第27号は平成29年度木城町介護保険特別会計予算であります。 平成29年度予算は、保険事業勘定を歳入歳出それぞれ6億8,000万円、サービス事業勘

定を歳入歳出それぞれ1,100万円として編成いたしました。

保険事業勘定の歳入の主なものは、国庫支出金1億7,698万9,000円、支払基金交付金 1億7,147万3,000円、繰入金1億5,127万2,000円、保険料9,143万 6,000円等であります。

歳出の主なものは、総務費の人件費と経常経費で4,546万5,000円、保険給付費で介護サービス給付費等の5億9,154万2,000円、地域支援事業費3,973万3,000円等であります。

サービス事業勘定の歳入の主なものは、繰入金745万円、サービス収入353万5,000円 等であります。

歳出の主なものは、サービス事業費812万6,000円、総務管理費276万8,000円等であります。

次に、議案第28号。議案第28号は平成29年度木城町後期高齢者医療特別会計予算であります。

平成29年度予算は、歳入歳出それぞれ8,245万円を年間予算として編成し、前年度より17.8%の増となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料4,325万7,000円、繰入金3,908万1,000円等であります。

歳出の主なものは、総務費の人件費と経常経費等で808万円、後期高齢者医療広域連合納付金7,417万4,000円等であります。

次に、議案第29号。議案第29号は農業委員会委員の任命についてであります。

農業委員会等に関する法律が平成28年4月1日に施行され、農業委員の公選制が廃止となり、 新たに市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改正されたため、農業委員会委員に平 野豊文氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を 求めるものであります。

なお、委員の任期は、平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間となります。

次に、議案第30号。議案第30号は農業委員会委員の任命についてであります。

農業委員会等に関する法律が平成28年4月1日に施行され、農業委員の公選制が廃止となり、 新たに市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改正されたため、農業委員会委員に坂 本康充氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を 求めるものであります。

なお、委員の任期は、平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間となります。

次に、議案第31号。議案第31号は農業委員会委員の任命についてであります。

農業委員会等に関する法律が平成28年4月1日に施行され、農業委員の公選制が廃止となり、 新たに市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改正されたため、農業委員会委員に後 藤ミホ氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を 求めるものであります。

なお、委員の任期は、平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間となります。

次に、議案第32号。議案第32号は農業委員会委員の任命についてであります。

農業委員会等に関する法律が平成28年4月1日に施行され、農業委員の公選制が廃止となり、 新たに市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改正されたため、農業委員会委員に工 藤久美子氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意 を求めるものであります。

なお、委員の任期は、平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間となります。

次に、議案第33号。議案第33号は農業委員会委員の任命についてであります。

農業委員会等に関する法律が平成28年4月1日に施行され、農業委員の公選制が廃止となり、 新たに市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改正されたため、農業委員会委員に鎌田勝敏氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を 求めるものであります。 なお、委員の任期は、平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間となります。

次に、議案第34号。議案第34号は農業委員会委員の任命についてであります。

農業委員会等に関する法律が平成28年4月1日に施行され、農業委員の公選制が廃止となり、 新たに市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改正されたため、農業委員会委員に堀 田計一氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を 求めるものであります。

なお、委員の任期は、平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間となります。

次に、議案第35号。議案第35号は農業委員会委員の任命についてであります。

農業委員会等に関する法律が平成28年4月1日に施行され、農業委員の公選制が廃止となり、 新たに市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改正されたため、農業委員会委員に西 和浩氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求 めるものであります。

なお、委員の任期は、平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間となります。

最後に、諮問第1号。諮問第1号は人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、これが侵犯された場合は、その救済のため速やかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命といたしております。

現在、委員として活躍されております金永俊一氏が、平成29年6月30日をもって任期満了となりますが、再度、委員として金永俊一氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の 規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年間となっております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、議決を していただきますようお願い申し上げます。

○議長(後藤 和実) 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第41. 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

○議長(後藤 和実) 日程第41、予算審査特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議案第23号平成29年度木城町一般会計予算から議案第28号平成

29年度木城町後期高齢者医療特別会計予算は、10人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) ご異議なしと認めます。よって、議案第23号から議案第28号は、 10人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いた しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

委員には眞鍋博君、神田直人君、中武良雄君、黒木泰三君、堀田廣幸君、渕上三月君、原博君、 山田秋吉君、内田重則君、そして、議長、後藤和実を指名したいと思います。これにご異議あり ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) ご異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会の委員は、先ほど会議に諮って指名しました10人を選任することに決定いたしました。

ここで委員会条例第7条の規定により、予算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互選していただきますので、10分間休憩といたします。

午前10時55分休憩

午前11時03分再開

〇議長(後藤 和実) 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。 予算審査特別委員会委員長に山田秋吉君、副委員長に堀田廣幸君が互選されました。

日程第42. 委員会付託の省略

○議長(後藤 和実) 日程第42、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第8号、議案第10号から議案第12号、議案第29号から議案第35号及び諮問第1号に至る議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第8号、議案第10号から議案第12号、議案第29号から議案第35号及び諮問第1号に至る議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第43. 議案に対する質疑

○議長(後藤 和実) 日程第43、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第1号から諮問第1号に至る議案の1議案ごとの質疑を行います。

まず、議案第1号から議案第8号、議案第10号から議案第12号、議案第29号から議案第35号及び諮問第1号に至る議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしましたので、議案第1号から議案第8号及び議案第10号から議案第12号に至る議案は、日程を繰り上げ、質疑、討論、採決までとし、議案第10号から議案第12号につきましては、補正予算との関連がありますので、議案第3号の前に、質疑、討論、採決を行います。

議案第29号から議案第35号及び諮問第1号の議案については、質疑を行い、討論、採決は 最終日に行うことといたします。

なお、採決は起立によることといたします。

次に、議案第9号及び議案第13号から議案第28号に至る議案については、総括質疑といた します。

まず、議案第1号専決処分の承認を求めるについて、平成28年度木城町一般会計補正予算 (第7号)を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第1号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

これより議案第1号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤 和実) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(後藤 和実) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号専決処分の承認を求めるについて、平成28年度木城町一般会計補正予算 (第8号)を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第2号に対する質疑はありませんか。6番、堀田君。

○議員(6番 堀田 廣幸君) ふるさと納税の手数料の補正の金額に1,400万円の増がございました。これはふるさと納税の増額なしに、手数料だけの増額補正だったわけですが、11月までの分がそれで賄ったということでの説明でした。

今回、7,000万円に対しての手数料1,500万円が、勘案すると非常に高い手数料だと考えます。取り扱いサイト、例えば「さとふる」とか、「ふるさとチョイス」とか、「Yahoo!」、「ANA」、いろいろあるでしょうけども、高いところでも10%から12%だと思うんですよ、手数料が。勘案すると、これ、20%以上の手数料になっていますが、細かいことは構いませんから、今までの累計、この補正後の2億4,090万6,000円のうちの報償費が幾ら、手数料の合計が幾ら、その他の諸経費を聞くと約3億7,000万円のふるさと納税で、言葉は悪いけども、いわゆる歩どまり率、実質歳入費として見られている部分は幾らあるのか、これだけを聞きたいと思います。

〇議長(後藤 和実) 財政課長。

○財政課長(石井 雄二君) 当初予算で3億円、歳入計上しておりまして、その半分、1億5,000万円を報償費として計上しておりました。補正によりまして、カメラの取り扱いが可能なポータルサイト「さとふる」を、入れるということで、12月補正をさせていただいたところであります。

今回、専決で承認を求めますのは、12月に、さらに当初で計画しておりました予算をオーバーする寄附金が集まっております。12月末現在で3億3,711万円ほど上がっておりまして、今後、7,000万円程度補正する必要があるということで、今回専決をするものであります。

なお、ポータルサイトの「さとふる」、それから「ANA」につきましては、12%の消費税、 おおむね13%程度の手数料になるわけですけども、カメラが、12月から年明けてこちらまで、 寄附の申し出が大変多くなってきておりまして、その分の12月までの役務費がちょっと不足す るということもありまして、今回、役務費として2,000万円計上するものであります。

なお、歩どまりといいますか、報償費と手数料を合わせまして、大体、報償費が送料込みで 50%程度、それから手数料で10から12%程度、合わせまして62%程度が必要経費といいますか、経費に回っております。したがいまして、4割弱、38%程度が実質の収入額になろうかというふうに考えております。

そういうことで、今回、お礼の報償費、それから役務費、手数料を計上するものであります。 よろしくお願いいたします。

○議長(後藤 和実) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより議案第2号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- ○議長(後藤 和実) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第10号木城町ふるさと応援基金条例の制定についてを議題といたします。 これより質疑を行います。議案第10号に対する質疑はありませんか。6番、堀田君。
- ○議員(6番 堀田 廣幸君) 非常にいい条例であると思いますが、29年度の基金の積み立て、 積み立て額が規定をしていないんですが、積み立て額の上限は考えておられないのか。その積み 立て額については、ふるさと納税額の全額をするのか、あるいは先ほど言った、課長から答弁が あった、必要経費を差し引いた実質収入分を積み立てするのか、あるいは毎年度幾らという定額 で積み立てをされるのか、その限度はどこぐらいまでを考えておられるのか、お尋ねをいたした いと思います。
- 〇議長(後藤 和実) 財政課長。
- **〇財政課長(石井 雄二君)** ふるさと応援基金の限度額ということでございます。

基本的に寄附金につきましては、一般財源扱いをするという基本的な考えがございますけれど も、寄附者に対しての説明責任を果たす必要があるということで、今回、歳出といいますか、そ こに色分けをする、いわゆる寄附者が希望する、応援したい項目に、今回財源を充当するという ことで色分けをして、5,000万円、3月補正で基金を積み立てるものであります。

29年度の当初予算の歳入財源として、この5,000万円をそれぞれ寄附者の数に応じまして、5,000万円を子育て支援とか、農業振興、地域活性化のための財源として充当をするという計画で、29年度の当初予算を作成しております。

なお、基金の額につきましては、先ほど申し上げました、必要経費を差し引いた中で、一般会計で許す範囲内ということで考えております。当該年度に取り崩すことも、例えば29年度に積んで、29年度に取り崩して色分けをするというやり方もあるでしょうし、もしくは今年のように、28年度で積んで、29年度の財源として使うということも考えられます。その時々の財政状況に応じて、必要経費を引いた残りの、おおむね半分程度ではどうかなというふうには考えて

おりますけれども、財政状況を勘案して積み立てをしていきたいというふうに考えております。 以上です。

○議長(後藤 和実) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより議案第10号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤 和実) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- ○議長(後藤 和実) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。
 次に、議案第11号木城町産業振興支援事業基金条例の制定についてを議題といたします。
 これより質疑を行います。議案第11号に対する質疑はありませんか。1番、眞鍋君。
- ○議員(1番 眞鍋 博君) 11号についてなんですけど、13号ともちょっとかぶるんですけど、大変、新しく農業される方なり、新しく企業起こされる方なり、いい事業と思います。しかし、この告知方法、知っている人、知らない人がすごい差があると思うんです。だから、こういったのはやはり町民全体に知ってほしいし、そういった告知方法は何か考えていらっしゃるのかなと思ったりもしたんですけど、どうでしょうか、その辺は。
- 〇議長(後藤 和実) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(押川 道彦君)** 本条例につきましては、毎年、農業関係の予算等につきましては、広報誌等を活用いたしまして、町民の方に広報をしております。あと、いろいろと会議等がある場合、その中でお知らせをすることとしております。

以上でございます。

- 〇議長(後藤 和実) 眞鍋君。
- ○議員(1番 眞鍋 博君) 広報誌も載せて発信されているのはわかるんですけど、私としてはオフトークなりを使って、今回新しくこういった事業の基金ができましたということを説明していただいて、今回新しく会社を起こすよとかいう説明会とかを開いてもらって、その場で説明してもらうと助かるなと思いますけど、どうでしょう。
- 〇議長(後藤 和実) 総務課長。

- ○総務課長(中村 宏規君) もちろんコスモス通信等による周知についても考えてまいりますが、 来年度、地区座談会等を開催する予定としておりますので、その中で政策等については、各課に またがっておりますけれども、その政策、もちろんこの基金関係についても周知を図っていきた いと思います。
- 〇議長(後藤 和実) まちづくり推進課長。
- **○まちづくり推進課長(吉岡 信明君)** まちづくり推進課では、この基金を利用しまして新年度 から行います経営支援、それから利子補給のほうに使わせていただこうというふうに思っております。

4月に、商工会のほうで商工会関係者を集めていただきまして、説明会を開催する予定として おります。その中で、新年度のいろんな融資制度、それから利子補給、それからその支援制度等 を説明させていただいていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(後藤 和実) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより議案第11号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤 和実) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- ○議長(後藤 和実) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。
 次に、議案第12号木城町下水道事業財政調整基金条例の制定についてを議題といたします。
 これより質疑を行います。議案第12号に対する質疑はありませんか。8番、原君。
- ○議員(8番 原 博君) 7条の中で、「この条例定めのほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が定める」とあります。間違いではないのですが、なぜ「町長」でなく「規則で定める」としなかったのか、お伺いします。
- 〇議長(後藤 和実) 環境整備課長。
- ○環境整備課長(河野 浩俊君) この基金条例については、「委任については町長が別に定める」というのは、中で、通常こういった条例をつくる場合に、規則委任とかをするわけなんです。

けれども、そういったひな形に基づいて、委任のところを決めているような状況でございます。

- 〇議長(後藤 和実) 副町長。
- **○副町長(横田 学君)** ただいま原議員さんのほうからお尋ねがありましたけれども、第7条に、「町長が別に定める」という規定を「規則」としなかったのかというご質疑でありますけども、一般的には町長の権限として規則、または規定、要綱、こういったものの整備が認められておりまして、考えられますので、今回は別に定めるということで判断をしたところであります。以上です。
- 〇議長(後藤 和実) 原君。
- ○議員(8番 原 博君) 前の文化財の条例の場合も同じだったんですが、規則とか、先ほど言われたように、については町長が定めることができます。できるんですが、そのつくるにしても、例規審議会などを諮って、いろいろ簡単にできないわけであります。であるし、例えば条例を見たときに、町民が、町長に頼めばできるっちゃと勘違いするんじゃなくて、規則という言葉でやっている部分も、木城町の条例の中にはあるわけです。

であれば、後のほうにもちょっときますけれど、私はできればもう、町長が定めることできるようになっていますけど、「規則で定める」にしとったほうが、どっちみちつくる場合には規則とか入れてくるわけです。であれば、そのようにしたほうがいいっちゃないかと思うんですよ。今後、それはそういうふうにやってもらわないと、やはり勘違いされる人たちもおると思うんですよ、町長に頼めばいいと。もちろん、町長がつくることはあるっちゃけんですよ、それをうまい具合にするためには、「規則で定める」としとったほうがましでしょうが。今後お願いします、それについては。どんなですか。

- 〇議長(後藤 和実) 副町長。
- **○副町長(横田 学君)** 先ほども申し上げましたとおり、決してこの規則に限定したものでは ありませんので、規則または規定、要綱、こうしたものを含めて町長に認められておりますので、 ここであえて規則で縛ることは考えておりませんでした。

ただいまお受けしました意見につきましては、今後の参考にしておきたいと思います。 以上です。

- 〇議長(後藤 和実) 原君。
- ○議員(8番 原 博君) 最後に、木城町の条例は、例えば「町長が定める」と「規則で定める」がどれくらいあるか、一遍調べてもらえんですか。

それと、近隣の町村が、どのようにやっているかも一遍調べてもらって、また教えてもらいたいと思います。お願いしておきます。

○議長(後藤 和実) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより議案第12号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(後藤 和実) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第3号平成28年度木城町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。
これより質疑を行います。議案第3号に対する質疑はありませんか。6番、堀田君。

○議員(6番 堀田 廣幸君) 19ページ、歳入の税収、町税の、合わせて、増額が5,944万2,000円になりますが、これは12月の委員会のときに、私が、どれくらいの、まだ留保している財源の余裕は、12月補正をした後の残りはと聞いたときに、約3,000万円ほどまだ留保している財源があるというふうに説明を受けました。

今回、倍の約6,000万円ですか、ぐらいになっているのは、ふえたっちゃからいいっちゃねえかという問題ではないんですが、見込みの見込み違いは、町民税なのか、固定資産税なのか、大きくふえている。その要因は、わずか2カ月間で倍に見込み額がふえたという要因は、何だったのかをお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(後藤 和実) 税務課長。
- ○税務課長(西田 誠司君) 先ほどの質問についてお答えいたします。

12月委員会のときに、保留財源のことでお話したんですけれども、そのとき委員会の中でお話した分についての保留財源については、一応固定資産、大規模償却資産についての3,000万円ということでお話したところでした。

というのが、法人税については、まだ事業が確定していない、歳入が確定していない段階で、 見込めなかったという部分もありましたので、そのときにお話しした保留財源というのは、一応 大規模償却資産、九電分の大規模償却資産分の保留財源のことの説明でした。

以上です。

○議長(後藤 和実) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより議案第3号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(後藤 和実) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第4号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

これより議案第4号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(後藤 和実) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成28年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といた します。

これより質疑を行います。議案第5号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

これより議案第5号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(後藤 和実) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成28年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第6号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

これより議案第6号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(後藤 和実) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成28年度木城町介護保険特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第7号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

これより議案第7号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(後藤 和実) 賛成全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第8号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

これより議案第8号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(後藤 和実) 賛成全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第29号に対する質疑はありませんか。1番、眞鍋君。

- ○議員(1番 眞鍋 博君) 今回の農業委員選考委員会の方たちが、どういったメンバーで構成されているのかをちょっと教えていただきたいんですが。
- 〇議長(後藤 和実) 産業振興課長。
- O産業振興課長(押川 道彦君) 産業振興課長。農業委員会の委員の選考の構成についてのお尋ねでございますが、選考委員につきましては10名以内としております。選考につきましては、副町長それから産業振興課長、兼務しておりますが農業委員会の事務局長、それから町長が認める農業団体の代表者ということで、各土地改良区の代表者の方、それから認定農業者の代表者の方、農協の代表者の方、それから町職員として総務課長、それとあと県の振興局の職員の方等で構成をしております。

以上でございます。

○議長(後藤 和実) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 以上で、本案に対する質疑を終わります。

次に、議案第30号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第30号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。 これより質疑を行います。議案第31号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。 これより質疑を行います。議案第32号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。 これより質疑を行います。議案第33号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。 これより質疑を行います。議案第34号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。 これより質疑を行います。議案第35号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

次に、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。 これより質疑を行います。諮問第1号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

続いて、議案第9号及び議案第13号から議案第28号に至る議案に対する総括質疑を行います。

まず、議案第9号木城町男女共同参画推進条例の制定についてを議題といたします。 議案第9号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号木城町小規模企業者経営支援条例の制定についてを議題といたします。 議案第13号に対する総括質疑はありませんか。6番、堀田君。

○議員(6番 堀田 廣幸君) 6番。一度しか読んでないから、私のちょっと解釈違いかもわかりませんが、この第2条の3番、4番、事業の譲り受け者と事業の承継者、違いがわからないんですよ。例えばですが、今木城町内で商業されている方、普通大概親族というか身内での経営ですわね。で、お父さんが代表者といいますか社長だったと、それを今一緒に働いている息子さんがその代表者名をかえて私がここの経営主というのは、これは譲り受け者なのか承継者なのか。その下のほうも、例えば兄弟が何人もおって代表者をかえるごとにこの補助金がもらえるのか、それが1点です。

もう1つは、第3条の中に町内に事業を営んでいる者、いろいろ要件はありますが、この第 1条にある新たに起業する者、これの対象となる該当する文章がないんですよ。それが一番大事 なものではないかと思うんですが、町内において事業を営んでいることしか載ってないんですよ。 それと、第4条の中の補助金を交付することができる5つが書いてありますが、1番とか3番 とか5番はダブってといいますか、いわゆる重複して補助金がいただけるのか。それと設備投資 の補助金、いつも問題になるわけですが、何年かごとに機械類の更新は必ず発生しますが、その たびに補助金を出していくのか。限度額1人当たりというか、1経営者当たりの限度額が設定し てあるのかどうか、それだけちょっとお伺いいたします。

- **〇議長(後藤 和実)** まちづくり推進課長。
- **Oまちづくり推進課長(吉岡 信明君)** まちづくり推進課長。条例の第2条(3) それと(4) ですけれども、事業譲り受け者という定義でございますけれども、これは事業をおやめになると、何らかの事情でおやめになった方の後を引き継ぐ方。
- ○議員(6番 堀田 廣幸君) 身内以外ということですか。
- **○まちづくり推進課長(吉岡 信明君)** そうです、が事業を譲り受け者ということで考えております。それから(4)の事業承継者というのは、先ほどあったとおり、親が今経営されている方が息子さんが引き継ぐというのが事業承継者という定義でしております。

それから、新たに企業を起こす方につきましては、設備投資の補助金50万円以上の購入、それが対象になります。それから、補助金の回数ですけれども、1事業当たり1回ということで定めをしております。もう1回限りということでございます。それから、設備投資と研修費用は両方とも対象になるということで考えております。

限度額については、事業譲り受け者が取得費の5分の1以内100万円、それから事業承継が 定額の20万円、これはお祝い金みたいな性格になると思うんですけれども20万円、それから 設備の補助金として2分の1以内で限度額300万円、それから異業種進出補助金が設備投資の 2分の1以内で限度額300万円でございまして、研修調査助成金として研修費用の3分の2以内で限度額30万円ということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(後藤 和実) 堀田君。
- ○議員(6番 堀田 廣幸君) その第3条ですよね、ちょっと説明がわからなかったんですが、新たに企業を起こす者に対して、この補助金の必要な支援を行うということになりますが、その要件に該当する者には下記の者を対象とするとなっている中に、町外からいわゆる新たに企業を起こすという項目はないではないですかと、これでは新たに企業を起こす者は補助金が受けられないんじゃないですかということを聞いたんです。

もう1つは、第4条の1から5まで重複して受けることができるんですか。例えば事業譲り受け補助金と同じく、譲り受けたと同時に設備投資をします、設備投資資金、そして研修会を行います、じゃあ研修会助成、その3つを申請すればダブって重複して補助金が出るんですか、この2つだけがちょっとわかりませんので。

- 〇議長(後藤 和実) まちづくり推進課長。
- **○まちづくり推進課長(吉岡 信明君)** 事業の対象者でございますけれども、第3条の(1)ですけれども、この制度を受けようとする方の要件でございますが、町内に住所を有する者または町内に住所を有することになる者ということで、転入者につきましても町内に転入されて、新たに何かの商売を行う方を対象としております。原則的に、住所を木城町内に移してもらうというのが前提でございますけれども、そういうことでございます。

それから、重複の問題でございますけれども、まず事業譲り受け補助金は先ほど申し上げましたとおり、事業をやめた方のことを引き継ぐんですけれども、性格上そういう補助金でございます。それから、事業承継奨励金は親から子ということですので、これはダブりはありません。それと設備投資につきましては、事業譲り受けの方も該当になります、重複できます。

- 〇議員(6番 堀田 廣幸君) できます。
- **○まちづくり推進課長(吉岡 信明君)** はい、できます。それから異業種進出もできます。それから研修費用も当然できるということであります。
- ○議員(6番 堀田 廣幸君) 4つまではもらえるということですね。
- **○まちづくり推進課長(吉岡 信明君)** はい、そういうことになります。 以上です。
- 〇議長(後藤 和実) 副町長。
- **○副町長(横田 学君)** いいですか、関連して。先ほどから、堀田議員さんのほうから条例案 について質疑を受けておりますが、ただいま質問を受けた事項につきましては、一応条例施行規

則案を整備をしておりますので、そちらのほうを委員会のほうに提供をして、詳しい説明をさせ たいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

- 〇議長(後藤 和実) 堀田君。
- ○議員(6番 堀田 廣幸君) その該当する者の対象をはっきり明記しとかんと、今は財政的にゆとりがあるけれども、どうってことはないけれども、将来的にその財政が厳しくなったときに、この制度をやめるというたときに、いろいろ諸事情が絡んでなかなかやめられなくなるというのが推測されるんですよ。景気のいいうちはどうってことない、そういうことを考えると、はっきりもらえる人ともらえない人の明記をしちょったほうがいいのではないですかということで、質問したわけです。
- 〇議長(後藤 和実) 5番、黒木君。
- ○議員(5番 黒木 泰三君) 5番。今の関連質問でありますけれども、今まで特産品開発とか、 これに似たような事業はあったような気がするんですよね。それで、そのほかにこれができると いうことなんでしょうか。
- 〇議長(後藤 和実) まちづくり推進課長。
- **○まちづくり推進課長(吉岡 信明君)** まちづくり推進課長。既存の商工業者に対する支援、企業立地でありますとか、あるんでございますけれども、今回新年度からスタートしますこの支援事業につきましては小規模、あくまで小規模の事業者を対象と。具体的に言いますと製造業、建設業、運輸業につきましては20人以下のところ、それから卸、サービス、小売については5人以下という小さな商店といいますか、企業を応援するための経営支援の条例を今回設置をしたところでございます。

以上です。

- **〇議長(後藤 和実)** まちづくり推進課長。
- **○まちづくり推進課長(吉岡 信明君)** 補足ですけれども、今まで継続してます特産品は継続して受けられますので、それプラス小規模な、繰り返しますけれども本当経営基盤が弱いといいますか、小さなところを今回支援していくということで考えております。

以上です。

- ○議長(後藤 和実) ほかに質疑はありませんか。3番、中武君。
- ○議員(3番 中武 良雄君) 3番。先ほど町長からも話をいただいたんですが、この第4条の金額ですね、もう一度教えていただきたいのと、それと第7条の審査会ですね、これの学識経験を有する者として5人というふうになってるんですけれども、この学識経験者というのはどういった方なのかをちょっとお聞きしたいと思います。
- 〇議長(後藤 和実) まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(吉岡 信明君) まちづくり推進課長。金額ですね、金額を改めて言います。事業譲り受け補助金が、これは事業をやめた方を引き継ぐと、取得費の5分の1以内で限度額100万円です。それから事業承継奨励金、これは定額ですけれども20万円、それから設備投資補助金としまして、これは50万円以上の設備購入それから更新に係る費用ですけれども、そのうちの2分の1以内で限度額が300万円であります。それから異業種進出補助金としましては、それに係る設備投資の2分の1以内でございまして限度額300万円、それから研修調査助成金としまして、それに係る費用の3分の2以内でございまして、限度額は30万円ということになっております。

それから、これは申請に基づきましてまた審議会を開きますけれども、学識経験者としまして、 まだ決まっておりませんけれども、もちろん商工会、それから金融機関そこあたりが入ってくる のかなとは思ってますけども、まだ委員の選考はやっておりません。

以上です。

○議長(後藤 和実) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第14号木城町役場課設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案第14号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案第15号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案第16号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号木城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案第17号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例の制定についてを議題といたします。議案第18号に対する総括質疑はありませんか。 6番、堀田君。

- ○議員(6番 堀田 廣幸君) 6番。先ほど説明があったのかわかりませんが、募集についてはどのような方法を考えておられるのか。また、もう既にこういう経験のある方といいますか、適任者として考えておられる人材はあって、その方についての募集を働きかけるのか、総員で協力隊員は何名予定されているのか、2点ほどお伺いいたします。
- 〇議長(後藤 和実) まちづくり推進課長。
- **Oまちづくり推進課長(吉岡 信明君)** まちづくり推進課長。今回の地域おこし協力隊でございますが、来年度から観光協会を独立させる、強化を図るということでございまして、その目的としまして観光資源の掘り起こし、それから発信、住民に喜ばれるイベント等を開催するわけですが、その中で今回募集するのは大都市から来ていただいて、外からの目で、都会の目を持った地域おこし協力隊の方を募集したいと思っています。募集方法につきましては、予算可決後にホームページでそういう地域おこし協力隊を募集するサイトがありますので、そちらのほうに木城町が募集していると、あと給料とかそういうもんを載せまして募集をかけます。
- 〇議員(6番 堀田 廣幸君) 何名。
- **○まちづくり推進課長(吉岡 信明君)** 今のところ1名です。1名ですけれども、何名募集があるかわかりませんけれども、また面接等をやっていきながら最終的には決定することになると思いますけれども、一応採用は1名ということで考えております。 以上です。
- ○議長(後藤 和実) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(後藤 和実) 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。
 次に、議案第19号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを
 議題といたします。議案第19号に対する総括質疑はありませんか。8番、原君。
- ○議員(8番 原 博君) 先ほどの説明の中で、指導を受けたということですが、どのよう な指導を受けたのか伺ってもよろしいですか。
- 〇議長(後藤 和実) 総務課長。
- ○総務課長(中村 宏規君) 総務課長。今まで木城町の場合の規定の仕方が、国家公務員に準じていたと、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律というものがあるんですけど、その規定を準用しておりました。それに対して地方公務員の場合についてはこの規定ではだめですよということで、その内容につきまして労働基準法で定められる規定が適応されるということです。で、その違いは何かといいますと、1時間当たりの給与額の算定方法につきまして、分母が週の

勤務時間掛ける52というのが国家公務員法に適用されてそれをしていましたが、それだけでは だめですよということで、週の勤務時間掛ける52週から、祝日、休日それから年末年始の休日、 そこの部分は勤務を割り振られていない日ではないんだけれども、そこの部分は休みなのである から、そこの部分は引きなさいということで、分母から引くということになります。そういうも のでございます。

○議長(後藤 和実) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第20号木城町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。 議案第20号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制 定についてを議題といたします。議案第21号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号木城町石河内活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案第22号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号平成29年度木城町一般会計予算を議題といたします。議案第23号に対する総括質疑はありませんか。8番、原君。

- ○議員(8番 原 博君) 7ページですが、地方債の過疎対策事業2億2,200万円、 6年ぶりに発行されるということですが、私もいいと思うんですが、町長の考え方をお伺いします。
- 〇議長(後藤 和実) 町長。
- **〇町長(半渡 英俊君)** 町長。過疎債について私は3つの視点というか思いを持っています。まず1つは、過疎債はやはり長期の債務、借金であるということが1つ。

2つ目は、債務を起こすときに世代間の公平原則というのがあります。世代間の公平原則、例 えば大きな施設をつくったとき、そのとき1カ年でお金を全部支払うとそのときに生きていたも の、例えば28年度につくれば28年度の人たちがいつもの税金で納めて終わりと。しかし、使 うのは後の人がずうっと使っていくんですね。ですから、税金を払った人と使う人の世代間の公 平はしっかり考えることで、ひとつの過疎債、さっき言いました長期にわたるということで、そういった世代間の不公平をなくすというのがあります。

3つ目は、先ほど施政方針でも申し上げましたとおり、木城町財源は豊かでありましたが、大規模償却資産税がおおむね大体5%下がってきている中で、交付税をここ数年もらうようになりました。過疎債はいわゆる7割が交付税でもどってきますので、ある意味では長期にわたる補助金はいっぱい借りて、その補助金の7割は交付税で返ってきますので、そういった税収確保には大変有利だということで、その3点の思いから今回6年ぶりに過疎債、借金を申し込んだということであります。

以上です。

- ○議長(後藤 和実) ほかに質疑はありませんか。6番、堀田君。
- ○議員(6番 堀田 廣幸君) 6番。予算全般についてを尋ねてみたいと思いますが、町長は常日ごろから最小経費最大効果を常に念頭に置いて、全ての事業を3年をめどにしっかりと検証する必要があるというふうにもうずうっと言われているという、すばらしいことだと思います。町長就任3年目の予算編成となりました。29年度の施政方針でも歳出の見直しを行い、住民のニーズに適切に対応したと述べられていますが、この予算書の中でその歳出の見直しが反映されている部分は顕著に表れているのはどこの部分かが1点目。

2点目は、27年の12月議会で私の一般質問、事業外部評価委員会を設置についてをお尋ねいたしました。このときの町長の答弁は、今行政改革大綱をまとめており、客観的それに信頼性を高めることからも、事業外部評価委員会設置を検討するよう担当課に指示をしたと。総務課長答弁、町長の指示を受け行政改革推進会議で12月中に第1回目の会議を開く、その中で機構改革、人材育成、町民との協働、財政健全化等を議題とし、事業外部評価委員会導入に向け検討方針としていると答弁されています。それから1年以上経過しました。この行革推進会議または事業外部評価委員会での意見、あるいは提案があったろうと思いますが、それがその今回の予算書の中で生かされているのかどうか。例えばそういうものの意見、提案があって、大幅に縮小した事業はどれなのか、あるいは廃止をした事業があるのか、新たに反対に新しく町単独として立ち上げた新しい事業があるのか、事業費は別として、事業名だけでも結構ですのでお尋ねをいたしたいと思います。

〇議長(後藤 和実) 町長。

○町長(半渡 英俊君) 町長。経費の削減につきましては、それぞれのいろんな全部多方面にわたってお願いをしているところでありますし、また補正予算、当初予算もそうですが、策定するときに財政課のほうを通じて縮減をお願いをしたところであります。それから、行政改革関係におきましては対策会議がありますので、そちらのほうに指示をしてお願いをしているところである。

ります。

それから、外部評価の関係が出てきました。私の思いは今も変わってませんで、前はいわゆる評価書を出せばそれで終わりということでありましたが、それではやっぱり手ぬるいと、手ぬるいと言いましょうか、しっかりとした評価、プラン・ドゥ・シーの評価はできないと思っていますので、今年評価制度を取り入れておりますので、それにつきましては後で総務課長のほうから答弁をさせたいと思います。それから、新規事業につきましては先ほど施政方針の中でも申し上げましたように、いわゆる選挙公約も含めて新規事業は先ほど申したとおりであります。ただ、全て地方創生についてはそういった分ではしっかりと元気活力を生み出すと、減少対策と活性化という部分では先ほどの基金もそうですありますし、いろんな単独事業を設けておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

それから福祉関係においては、特に住みなれた地域で住みなれた家で誰もがそういった安心して生活できるということで、そういったためには健康増進、延伸も必要でありましょうし、新たに国も制度化ありましたように地域ふれあい館を核として、そこらあたりのシステムづくりに進めていきたいと思います。

それから、あくまでも私たち知恵がないものは昨年から取り組んでおりますけれども、南九大、 九保大連携事業をやっていますので、そういった分でアスリート食、それからいろんな部分で今 も特産品の開発も手がけておりますので、そういった部分で元気なまちづくりに取り組んでいき たいと思っております。

それから、教育関係については特に人づくりが大事でありますので、今回29年度から県派遣の教育主事を1名配置をすることになりました。これで教育委員会のほうのいろんなことで活性化を図れるだろと思いますし、小中一貫教育を検討するようにということで検討委員会を設けるように29年度しております。

それから、農業関係については、先ほど今回議案でも上げましたように、そういった利子補給制度でありますとか、あるいは提案事業もいただいておりまして、5つの活力創造プランを上げてやっていくと。例えば1つの例でいいますと、米のプランとか言いましたのでそれを図る。あるいは、そういったものも含めて今回5つほど提案をさせていただいております。詳細については担当課長から答弁をさせたいと思っております。

それから、商工業の振興関係につきましては、特に今回も上げていますが商工業支援者補助金、 先ほど議論が出たとこでありますが、そういったものも含めて誘致企業とそれから町内の商工業 者、あるいは新たに企業を起こしてやりたいという方々に、今回新たにそういった部分で施策を 投じたところであります。

それから全体的に、条例等を持ってやっていくわけでありますが、前お話したようにサンセッ

ト方式というのがありまして、いわゆる日が上がって沈むまでという期間を3年とか5年という 区切りでその中で評価をしていくというサイクルは指示をしていますので、昔みたいにもう1回 つくっちゃればずうっと最後までいくということはありません。途中途中で評価制度を設けてす るように言ってますので、よろしくお願いしたいと思います。 以上です。

- 〇議長(後藤 和実) 総務課長。
- ○総務課長(中村 宏規君) 行政改革に関する取り組みについて、ご質問がありました。昨年の 行政改革大綱を策定しまして、今その行政改革大綱に基づいて種々の取り組みをやっているところでございます。まず機構改革を手がけております。それから人事評価の制度についても導入を いたしました。それからお尋ねの外部評価制度の導入につきましてですが、それはいきなり制度 を導入することがなかなか難しいものがあります。それはなぜかといいますと、事後評価を自分 たちの中でしっかりとやらないと、そのいきなり外部評価委員に投げかけても、外部評価委員の 判定が難しいということがあります。そのため今年度におきまして、木城町の行政評価制度導入 支援ということで、その委託業務として今取り組んいるところでございます。で、50万円以上 の全ての事業につきまして、各課で洗い出しをしていただきまして、今現在その評価を行っているところでございます。本年度は試行的な意味もありまして、これを来年度から本格的にやって いくということです。当然そのプラン・ドゥ、PCDAに従いましてチェックをしていくということでございまして、その効果を1件1件検証して、今後は予算の反映にもさせていきたいと考えております。そこの部分を内部の部分でしっかりと確立した上で、外部評価を導入していきた いと考えておりますので、それにつきましてはもう少し先になろうかと思いますが、めどが立っ た時点でしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(後藤 和実) 堀田君。
- ○議員(6番 堀田 廣幸君) 結論から言えば、このときの答弁ではやりますと、町長もやるように指示したと、総務課長もやることで検討するということだったけどなかったということですね。1年以上ほったらかし、課長そのときになぜそういう説明をされんかったとじゃ、今言ったような説明を、そのときの12月の答弁の中で。
- 〇議長(後藤 和実) 総務課長。
- ○総務課長(中村 宏規君) 行政改革大綱の中で説明しておりますが、段階的な措置があるという中で、外部評価の制度については28年度に導入するということはうたっておりません。ですので、あくまでもそこに向けて準備段階として今必要なことをしっかりやっているところです。 そのシステムについては1件1件の事業についてしっかり評価して、事業評価をした上で住民の

皆様にも公表していきたいと考えております。その上でさらに外部評価ということで、いきなり 28年度に全てのことができるというものではなくて、一つ一つをしっかりとやっていくことが 望まれると、それが行政改革だと考えております。

以上です。

- 〇議長(後藤 和実) 堀田君。
- ○議員(6番 堀田 廣幸君) わかりました。これはまあいいです。

とうとうその町債を起こさないかんかったかというのが正直なところです。先ほど町長言われました、7割は過疎債は国が交付金としてくれるのだからと。これはないのにこしたことはないと思うんですよ。過疎債じゃろが何債じゃろが、借金はなければないほどいいと思っています。それにはやはり事業の見直しをしていかんとという思いで、27年ごろからそれを質問し続けてるんですけれども、いきなり外部調査をする前に一次調査、内部での、それをしっかりとすることが大事だと今総務課長言われました。それからそれを経た後に外部調査、だからいつも決算時に言うように、決算のときに提出される主要事業評価表、それが毎年同じ文句で変わらないんじゃないですかということをずっと指摘してるんですけれども、昨年度からようやくまちづくり推進課等が内容を変えて努力されてるなという思いはあります。しかしまだ全体的に、もう23年ごろからずうっと同じ文句で変わらないものがたくさんあります。そういうものをしっかりやっていただくということをお願いしておきたいと思います。

- 〇議長(後藤 和実) 総務課長。
- ○総務課長(中村 宏規君) 要するに主要事業評価のほうにも、今現在取り組んでいる部分をしっかりと踏まえたものでやろうと考えております。
- ○議長(後藤 和実) ほかに質疑ありませんか。5番、黒木君。
- ○議員(5番 黒木 泰三君) 固定資産税の大型固定資産について、どのくらいの金額になるのかと、あと橋梁維持費というのがあるんですが、その橋はどこの橋を指すのか、お聞きいたします。
- 〇議長(後藤 和実) 税務課長。
- ○税務課長(西田 誠司君) 29年度当初予算の大規模償却資産分、九電関係分なんですけども、 見込みで21億951万1,000円を見込んでおります。ただこれは、大臣の決定前の金額で、 過年度を見てから算定しておりますので、3月中に決定が来ると思うんですけども、その決定に よってはまだ変動する可能性というのもあります。

以上です。

- 〇議長(後藤 和実) 環境整備課長。
- ○環境整備課長(河野 浩俊君) 環境整備課長。ただいまご質問のありました橋梁維持費関係で

すけれども、比木橋と田神橋を計上しております。

以上です。

- 〇議長(後藤 和実) 黒木君。
- ○議員(5番 黒木 泰三君) 比木橋と2つここでありますけれども、田神のほうは幾らに。
- 〇議長(後藤 和実) 環境整備課長。
- ○環境整備課長(河野 浩俊君) 失礼しました。比木橋落橋防止装置がまだ済んでいない部分がありますので、その部分が1,500万円、それと田神橋橋梁補修工事が3,000万円ということでございます。

以上です。

○議長(後藤 和実) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第24号平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。 議案第24号に対する総括質疑はありませんか。

6番、堀田君。

○議員(6番 堀田 廣幸君) 6番。これも全体的なことをお伺いいたします。来年29年度も一般会計からの繰り入れが519万3,000円増額になっているような状況の中で、2018年ですから、来年、再来年、平成30年には県に運営が移行されますよね。このときに、移行直前になって税率を改定しようという考えがあるのかどうか。29年度予算の中にはないから、ないとは思うんですが、改定の考えはあるのかどうかが1点。

それから、県に移行した後の県の算出する標準保険料、それが設定されてると思うんですよ。本町の場合、前に町民課長が押川課長のときに質問したときに、木城町の場合は県の標準よりか年間6,000円、月500円ぐらい上がるんだという、金額はちょっと確定ではありません、要するに上るんだと。ただし、それから各市町村が一律ではありませんよと。木城町は保険料の滞納、収納率が非常にいいから、それから保険料幾らかまけてもらえるか、それと療養給付負担金が少なくなってるから税率を下げましょうとかいうのは、査定の方法があったと思うんですよ。要するに1年先にもうそれを控えて、県の基準額が幾ら、木城町の保険料はこれぐらいになるという試算がもうされてるんじゃないか、県から通知が来てるんじゃないですかと、木城町の場合は県に移行した後に保険料が上るのか下がるのか。

3点目、その県に移行するための、ここの窓口の事務あるいはシステムを変更したりせにやいかん作業が出てくると思うんですよね。それに対する費用、大枠の29年度予算の中にどこに見てあるのか。3点のことお伺いします。

- 〇議長(後藤 和実) 町民課長。
- ○町民課長(萩原 一也) まず1番目の質問でございますが、税率の改正につきましては、今年度平成28年度に改正を行ったところでありますが、28年度の決算について、まだ医療費の支払いが3月、4月と残っておりますので確定したものではありませんが、今のところ収支のバランスがとれた状況になっておりますので、今のところ税率改正を行う予定はありません。ただし、現在確定申告の時期になっておりますが、平成28年度中の所得についてまだ確定しておりません。6月に所得が確定した後に、国保税の算定をするという関係上、その時点で全体の所得が余りにも押しているとか、被保険者数がかなり押しているとかという状況の場合は、その時点で税率の改正をする必要があるのか、あるいは足りない部分を基金で対応するのか、もしくは一般会計からお願いするのかという検討が必要になってくるかというふうには考えております。

それと2番目の質問でございますが、平成30年度から県が主体となった新しい国民健康保険制度に移行するわけですが、県が定める標準保険税率につきましては、現在県が試算を行っているところであります。現時点では、平成28年度の予算をベースに試算を行っているところでありまして、今後平成29年度の各市町村の予算をベースにした試算を進めて、標準保険税率を算定する上で必要な係数を12月末ごろに県のほうが示されるというふうな状況になっております。

3つ目の質問は、その制度改正に伴う予算関係でございますが、今年度の6月議会に国庫補助金を184万4,000円歳入で計上しております。それにつきましては、システム改修に係る費用でございます。そして今議会に提案させていただいております議案の中に、21ページの下から3段目になろうかと思いますが、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金としまして、196万4,000円を計上させていただいております。これにつきましても、制度改正に伴うシステム改修の費用として。

○議長(後藤 和実) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤 和実) 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第25号平成29年度木城町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。議案 第25号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号平成29年度木城町下水道事業特別会計予算を議題といたします。議案第26号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号平成29年度木城町介護保険特別会計予算を議題といたします。議案第27号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号平成29年度木城町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。議 案第28号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第9号及び議案第13号から議案第28号に至る議案に対する総括質疑を終わります。

日程第44. 各常任委員会·特別委員会議案審査付託

○議長(後藤 和実) 日程第44、各常任委員会・特別委員会議案審査付託を議題といたします。 お諮りいたします。第1回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元 に各常任委員会・特別委員会付託議案審査日程表が配付してあります。このとおり、おのおのの 案件を各常任員会・特別委員会に審査付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。 これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(後藤 和実) ご異議なしと認めます。よって議案第9号及び議案第13号から議案第28号に至る議案については、各常任委員会・特別委員会に審査付託することに決定いたしました。

日程第45. 散会

○議長(後藤 和実) 日程第45、散会。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 あす4日から5日までは休会、6日月曜日は本会議午前9時開議で一般質問となっています。 本日はこれで散会といたします。

議員の方は控え室にお願いします。

〇事務局長(渕上 達也君) 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午後0時24分散会